

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
共Aあ1	共第1号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市御幸町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根 御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角 1から94度10分の線と距岸150メートルの線との交点 ウから58度30分の線と距岸150メートル(東栄地区埋立地を除く)の線との交点 2から328度30分75.228メートルの所	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目, 小方1・2丁目, 御園1・2丁目, 黒川1～3丁目
共Aあ2	共第2号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市玖波地先	区域 基点1 基点2 ア イ 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 玖波1丁目恵川河口左岸角 1から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目
共Aあ3	共第3号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸150メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 可部島北端 可部島南端 宮島町革籠崎 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から70度の線と宮島町巖島の距岸150メートルの線との交点 2から70度の線と可部島の距岸150メートルの線との交点 3から90度の線と可部島の距岸150メートルの線との交点 3から90度の線と巖島の距岸150メートルの線との交点 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目, 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口, 宮島口上, 宮島口東, 宮島口西, 深江, 福面, 対巖山, 前空, 物見東, 物見西, 上の浜, 下の浜, 梅原, 塩屋, 沖塩屋, 林が原, 丸石, 宮浜温泉, 八坂, 大
共Aあ4	共第4号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市東栄3丁目地先	区域 基点1 基点2 ア 次の1ア, アイ, イウ, ウ2を結んだ4直線と護岸によって囲まれた区域 東栄埋立地南側護岸西側起点(東栄地区埋立地南東角から護岸沿い南西に260メートルの所)から護岸沿い西へ66.727メートルの所 東栄2丁目三井石油化学工業(株)排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所 1から148度30分82.415メートルの所	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目, 小方1・2丁目, 御園1・2丁目, 黒川1～3丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ ウ	アから58度30分103メートルの所 2から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの 所(小瀬川中心線との交点)		
共Aあ5	共第5号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市御幸町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根 御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角 1から94度10分の線と距岸200メートルの線との交点 ウから58度30分の線と距岸(東栄地区埋立地を除く)200メートルの線との交点 2から328度30分75.228メートルの所	団体漁業権	大竹市玖波1~8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1~3丁目
共Aあ6	共第6号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市玖波地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 玖波1丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ50メートルの所 1から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点 2から宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸250メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1~8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大
共Aあ7	共第7号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市大野鳴川地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市大野ヤクショウ鼻 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸250メートルの線との交点 2から宮島町革籠崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1~8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大
共Aあ8	共第8号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 可部島北端 可部島南端 宮島町革籠崎 宮島町焼山	団体漁業権	大竹市小方1・2丁目、黒川1~3丁目、御園1・2丁目、玖波1~8丁目、阿多田、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア イ ウ エ オ カ キ ク	1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から70度の線と宮島町巖島の距岸200メートルの線との交点 2から70度の線と可部島の距岸200メートルの線との交 3から90度の線と可部島の距岸200メートルの線との交 3から90度の線と巖島の距岸200メートルの線との交点 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 5から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す(132度)線と距岸250メートルの線との交点		
共Aあ9	共第9号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1~8丁目
共Aあ10	共第10号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 可部島北端 可部島南端 宮島町革籠崎 宮島町焼山 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から70度の線と宮島町巖島の距岸200メートルの線との交点 2から70度の線と可部島の距岸200メートルの線との交 3から90度の線と可部島の距岸200メートルの線との交 3から90度の線と巖島の距岸200メートルの線との交点 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 5から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す(132度)線と距岸250メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1~8丁目
共Aあ11	共第11号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	大竹市小方1丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた新川の区域 小方1丁目新川橋下流側右岸付け根 小方1丁目新川橋下流側左岸付け根 2から護岸沿い下流へ100メートルの所 1から護岸沿い下流へ100メートルの所	団体漁業権	大竹市小方1・2丁目, 御園1・2丁目, 黒川1~3丁目
共Aあ12	共第12号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	大竹市港町地先	区域 基点1	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた大膳川の区域 大竹市黒川1丁目大膳橋下流側右岸付け根	団体漁業権	大竹市小方1・2丁目, 御園1・2丁目, 黒川1~3丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点2 基点3 基点4	大竹市黒川1丁目大膳橋下流側左岸付け根 2から護岸沿い下流へ100メートルの所 1から護岸沿い下流へ100メートルの所		
共Aあ13	共第13号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	大竹市玖波1丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた恵川の区域 玖波1丁目恵川JR山陽本線鉄橋下流側左岸付け根 玖波1丁目恵川JR山陽本線鉄橋下流側右岸付け根 玖波1丁目恵川新橋上流側右岸付け根 玖波1丁目恵川新橋上流側左岸付け根	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目
共Aあ14	共第14号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 1から大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角を見通す線と宮島町革籠崎から大竹市阿多田島高山の高を見通す線を北西に延長した線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目
共Aい1	共第15号	第1種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし	12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島県と山口県との県境地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ	次の1ア、ア5、5イ、イウ、ウ7、7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Aあ3、共Aい2の区域を除く。 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 廿日市市宮島町革籠崎 小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱大竹市東栄2丁目三井石油化学工業株式会社排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所(小瀬川中心線との交点) 大竹市甲島の高 大竹市白石灯台 大竹市阿多田島シビト鼻 3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点 5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点 7から倉橋町黒島北西端を見通す線と6から竹の子島の高を見通す線との交点	団体漁業権	大竹市阿多田、呉市音戸町(ただし早瀬、田原を除く。)
共Aい2	共第16号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 うに類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島地先	区域	阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	大竹市阿多田
共Aい3	共第17号	第1種共同漁業	さざえ あわび類 うに類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市甲島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点 甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点 1から玖波356高地を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から鹿島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市阿多田

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Aい4	共第18号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	広島県と山口県との 県境地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ	次の1ア, ア5, 5イ, イウ, ウ7, 7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Aあ8, 共Aい6及び共Aい7の区域を除く。 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 廿日市市宮島町革笹崎 小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱大竹市東栄2丁目三井石油化学工業(株)排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所(小瀬川中心線との交 大竹市甲島の高 大竹市白石灯台 大竹市阿多田島シビト鼻 3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点 5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点 7から倉橋町黒島北西端を見通す線と6から竹の子島の高を見通す線との交点	団体漁業権	大竹市阿多田
共Aい5	共第19号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島地先	区域	阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	大竹市阿多田
共Aい6	共第20号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市白石地先	区域	白石距岸250メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	大竹市阿多田
共Aい7	共第21号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大竹市甲島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点 甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点 1から玖波356高地を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から鹿島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市阿多田
共Aう1	共第22号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前・阿品地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 廿日市市地御前5丁目田屋埋立地北東角 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南西1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目
共Aう2	共第23号	第1種共同漁業	あさり なまこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前地先	区域 基点1	次の4ア, ア1を結んだ2直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側埋立地南東角から護岸沿い北へ70メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点2 基点3 基点4 基点5 ア	廿日市市地御前1丁目護岸東角 廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点(新旧護岸境界) 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西へ575メートルの所 5から1を見通す線上60メートルの所		
共Aう3	共第24号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前・阿品地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ5を結んだ5直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 共Aう6の区域を除く。 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東 廿日市市地御前1丁目護岸東角 廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点(新旧護岸境界) 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 廿日市市木材港南南側護岸南角 6から護岸沿い北東へ380メートルの所 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートル 2から148度700メートルの所 7から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上60メートルの所 6から198度85メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目, 広島市佐伯区五日市駅前, 五日市中央, 海老園, 海老山町, 隅の浜, 五日市
共Aう4	共第25号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前・阿品地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ	次の1ア, アイ, イウ, ウ5を結んだ4直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東 廿日市市地御前1丁目護岸東角 廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点(新旧護岸境界) 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 廿日市市木材港南南側護岸南角 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートル 2から148度700メートルの所 6から175度160メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目
共Aう5	共第26号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオカ, カ9を結んだ2直線と10・11を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 3キ, キク, ク4, 4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営棧橋1号, 2号, 3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央)	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点2 宮島町幸町有之浦陸閘西端から東へ1番目のヒンジ式ゲート西側付け根 基点3 宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所(県有地と町有地との境界杭) 基点4 宮島町胡町防波堤突端 基点5 宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根 基点6 宮島町小なきり鼻 基点7 宮島町聖崎 基点8 宮島町中崎南東端 基点9 宮島町せんご鼻北端 基点10 宮島町包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根 基点11 10から120度の線と包ヶ浦川右岸との交点 ア 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島口1丁目地蔵鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から地蔵鼻の護岸南東端を見通す線上500メートル エ 6から地蔵鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 オ 7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 カ 8から佐伯区津久根島の高を見通す線上200メートル キ 3から281度270メートルの所 ク 4から4度30分180メートルの所		
共Aう6	共第27号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	廿日市市阿品地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 基点2 廿日市市阿品1丁目西幸記念碑埋立地北側付け根 ア 1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上250メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上450メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上450メートルの所 エ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上250メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目
共Aお1	共第28号	第1種共同漁業	とりがい なまこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市宮浜温泉地先	区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点2 ア イ	廿日市市と大竹市との海岸線における境界(鳴川河口中央) 1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から宮島町葎崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共Aお2	共第29号	第1種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口, 前空, 梅原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ カ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを8から距岸150メートルで結んだ線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ6を結んだ2直線と2・3, 4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市宮島口と廿日市市阿品との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤北角から護岸沿い北東へ30メートルの所) 廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角) 廿日市市大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所 廿日市市大野毛保川河口左岸角(西側)から護岸沿い北西へ25メートルの所 廿日市市梅原毛保川河口右岸角(北側)から護岸沿い北西へ25メートルの所(河口から1番目の階段付け根) 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端 廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地北東角 7から護岸沿い西へ〇メートルの所(護岸内角) 廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地南角(地藏ヶ鼻東側護岸との交点) 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点 6から宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの9から70度150メートルの所 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点 6から宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Aお3	共第30号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮浜温泉地先	区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目
共Aお4	共第31号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口, 前空, 梅原地先	区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを8から距岸150メートルで結んだ線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ6を結んだ2直線と2・3, 4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目
						基点1	廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端		
						基点2	廿日市市と大竹市との海岸線における境界(鳴川川河口中央)		
						ア	1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
						イ	2から宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
						基点1	廿日市市宮島口と廿日市市阿品との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤北角から護岸沿い北東へ30メートルの所)		
						基点2	廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角)		
						基点3	廿日市市大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所		
						基点4	廿日市市大野毛保川河口左岸角(北側)から護岸沿い北西へ25メートルの所		
						基点5	廿日市市梅原毛保川河口右岸角(北側)から護岸沿い北西へ25メートルの所(河口から1番目の階段付け根)		
						基点6	廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端		
						基点7	廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地北東角		
						基点8	7から護岸沿い西へ〇メートルの所(護岸内角)		
						基点9	廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地南角(地藏ヶ鼻東側護岸との交点)		
						ア	1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
						イ	6から135度の線と距岸150メートルの線との交点		
						ウ	6から宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						エ オ カ	9から70度150メートルの所 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点 6から宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの		
共Aか1	共第32号	第1種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野, 宮島町地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを宮島町距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを廿日市市距岸150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目
						基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	廿日市市宮島口西観音崎 宮島町大黒鼻北西端 宮島町白鼻 廿日市市梅原蛭ヶ崎南鼻 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共Aか2	共第33号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、次の除外区域を除く。	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目
			とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点1 基点2 ア イ	宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Aか3	共第34号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	廿日市市丸石地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市沖塩屋4丁目大野下水浄化センター埋立地西側付け根から護岸沿い南東へ200メートルの所 廿日市市丸石2丁目国立研究開発法人水産研究・教育機構廿日市庁舎埋立地護岸東端 廿日市市大野ヤクショウ鼻 2から廿日市市宮島町赤石を見通す(132度)線と距岸200メートルの線との交点 3から宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目,
共Aか4	共第35号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町上室浜州鼻(砂浜中央) 宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目,
共Aか5	共第36号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	廿日市市梅原地先	区域 基点1	次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端	団体漁業権	廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1~4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1~5丁目, 宮浜温泉1~3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1~4丁目,

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Aき1	共第37号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	ア イ 区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ カ キ	1から廿日市市宮島町白鼻を見通す線上200メートル1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線と廿日市市沖塩屋大野下水浄化センター埋立地南側護岸次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営棧橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域並宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央)宮島町幸町有之浦陸閘東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所(県有地と町有地との境界杭)宮島町胡町防波堤突端宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根宮島町小なきり鼻宮島町せんご鼻北端宮島町包ヶ浦川河口から1番目の橋跡の下流側左岸付け根跡宮島町包ヶ浦川河口から1番目の橋跡の下流側右岸付け根跡1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点2から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点2から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線上450メートルの所6から地蔵鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交7から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点3から281度270メートルの所4から4度30分180メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島町
共Aき2	共第38号	第1種共同漁業	なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域宮島町革籠崎宮島町せんご鼻北端1から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島町
共Aき3	共第39号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営棧橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。 宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央)宮島町幸町有之浦陸閘東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根	団体漁業権	廿日市市宮島町、大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対蔵山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原、地御前、地御前北、住吉、上平良、宮内、大竹市玖波1～8丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ エ オ カ キ	宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所(県有地と町有地の境界杭) 宮島町胡町防波堤突端 宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根 宮島町小なきり鼻 宮島町聖崎 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線上500メートルの所 6から地蔵鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から281度270メートルの所 4から4度30分180メートルの所		
共Aき4	共第40号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ	次の1ア, アイ, イ3を結んだ3直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町聖崎 宮島町中崎鼻の南東端 宮島町せんご鼻北端 宮島町包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根 4から120度の線と包ヶ浦川右岸との交点 1から広島市佐伯区海老山の高を見通す線上200メートルの所 2から佐伯区津久根島の高を見通す線上200メートル	団体漁業権	廿日市市宮島町
共Aけ1	共第41号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市西区観音新町地先(太田川放水路)	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ	次の1・2を結んだ直線と3ア, アイ, イウ, ウエ, エ6を結んだ5直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 西区庚午北1丁目旭橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所 西区庚午北1丁目旭橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所 西区庚午中4丁目庚午橋下流橋下流側右岸付け根 西区草津港1丁目南東角(草津漁港東側防波堤西側付け根)から護岸沿い北へ310メートルの所 西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ350メートルの所 西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ550メートルの所 3から西区観音新町2丁目庚午橋下流橋下流側左岸付け根を見通す線上75メートルの所 4から5を見通す線上130メートルの所 5から4を見通す線上80メートルの所 6から護岸に直角に50メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 観音本町1・2丁目, 南観音1~5丁目, 中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 舟入町, 南区皆実町1~6丁目
共Aけ2	共第42号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	広島市西区観音, 中区江波地先(天満川)	区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線とアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サ8を結んだ11直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。	団体漁業権	広島市西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 観音本町1・2丁目, 南観音1~5丁目, 中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 舟入町, 南区皆実町1~6丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所 中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所 西区観音新町3丁目船だまり入口北側の国土交通省天満川観音新町第一高潮堤防工事金属標から護岸沿い東へ12メートルの所 西区観音新町4丁目船だまり南東角 中区江波沖町江波橋西側北詰 中区江波沖町江波橋西側南詰 西区観音新町4丁目の新旧埋立地境界護岸点 中区江波沖町三菱重工(株)広島造船所江波工場敷地護岸南東角 7から護岸沿い北へ10メートルの所 7から91度47分53秒22.3メートルの所 7から154度15分7秒25.1メートルの所 7から154度56分56秒30.5メートルの所 7から145度46分46秒38.9メートルの所 7から147度6分55秒41.4メートルの所 7から168度53分7秒57.6メートルの所 7から175度38分35秒52.7メートルの所 7から189度44分47秒86.2メートルの所 7から203度8分55秒150.1メートルの所 8から南区似島町地獄鼻を見通す線上150メートルの		
共Aけ3	共第43号	第1種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	広島市西区観音, 中区舟入地先(天満川)	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし, 1・3の間の高潮対策河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。 西区東観音町観船橋下流側右岸付け根 中区舟入町観船橋下流側左岸付け根 西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所 中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 観音本町1・2丁目, 南観音1~5丁目, 中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 舟入町, 南区皆実町1~6丁目
共Aけ4	共第44号	第1種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市中区舟入, 江波, 吉島地先(本川)	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし, 除外区域を除く。 中区河原町西平和大橋下流側右岸付け根 中区中島町西平和大橋下流側左岸付け根 中区江波南2丁目南東角 中区南吉島2丁目南西角	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 吉島西1・2丁目, 吉島東1・2丁目, 南区皆実町1~6丁目
共Aけ5	共第45号	第1種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市中区吉島, 千田, 南区比治山地先(元安川, 京橋川)	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし, 1・7の間, 2・3の間及び4・8の間の高潮対策河川構造物敷の区域並びに次の除外区域を除く。 中区住吉町明治橋下流側右岸付け根 中区大手町5丁目明治橋下流側左岸付け根 中区昭和町比治山橋下流側右岸付け根 南区比治山本町比治山橋下流側左岸付け根 中区吉島新町1丁目南東角	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 吉島東1・2丁目, 南千田東町, 南千田西町, 南区皆実町1~6丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点6 基点7 基点8	南区出島1丁目出島歩道橋北側の護岸階段上部付け根北西角から護岸沿い南へ46メートルの所 中区吉島東1丁目南千田橋上流側右岸付け根 南区皆実町6丁目御幸橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ1,156.3メートルの所		
共Aけ6	共第46号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市南区元宇品町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 南区元宇品町広島グランドプリンスホテル南側防波堤南側付け根 南区元宇品町宇品シーサイドマンション敷地北側の延長線と護岸との交点 1から南側防波堤の延長線と距岸150メートルの線との交点 2から南区出島2丁目広島港西側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区元宇品町, 宇品海岸1・2丁目, 宇品御幸1～5丁目, 宇品東1～7丁目, 宇品西1～4丁目
共Aけ7	共第47号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市南区元宇品町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次の1ア, アイ, イウ, ウ2を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 南区元宇品町3-28新未来建設(株)東側の荷揚場の北側付け根 南区元宇品町大西運輸(株)南の船だまり北側防波堤突1から南区宇品海岸3丁目第六管区海上保安本部南側棧橋突端を見通す線上150メートルの所 2から80度150メートルの所 2から120度150メートルの所	団体漁業権	広島市南区元宇品町, 宇品海岸1・2丁目, 宇品御幸1～5丁目, 宇品東1～7丁目, 宇品西1～4丁目
共Aけ8	共第48号	第1種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	広島市南区東雲, 仁保, 向洋, 安芸郡府中町地先(猿猴川)	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と8・9を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、2から南区東雲3丁目仁保橋上流側右岸付け根までの猿猴川右岸の河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。 南区大州1丁目東大橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 南区上東雲町東大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 南区大州5丁目新大洲橋下流側右岸付け根 安芸郡府中町新大洲橋下流側左岸付け根 南区東雲3丁目淵崎公園護岸南東角(仁保橋南側) 5から170度の線と対岸との交点 8から274度の線と対岸との交点 南区向洋大原町船だまり南側護岸北角(東洋大橋北側橋西側線と海岸線との交点) 南区向洋大原町船だまり北側護岸と8から東洋大橋北側橋西側線に平行に引いた線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保1～4丁目, 向洋大原町, 青崎2丁目, 堀越3丁目, 向洋新町1丁目, 上東雲町, 東雲1～3丁目, 東雲本町1～3丁目
共Aけ9	共第49号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町似島地先	区域	似島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	広島市南区似島町
共Aけ10	共第50号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	広島市佐伯区楽々園地先	区域	次の2ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カ5を結んだ7直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については佐伯区楽々園6丁目西側護岸の延長線から西側の区域を除	団体漁業権	広島市佐伯区

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			えむし	1月1日から12月31日まで		基点1 廿日市市桜尾3丁目護岸東端 基点2 佐伯区美の里2丁目美の里ポンプ場の水門西側付け根の護岸角から護岸沿い西へ40メートルの所(護岸継 基点3 佐伯区美の里1丁目岡の下川河口右岸角(北側)から護岸沿い北西へ79メートルの所 基点4 佐伯区楽々園6丁目岡の下川河口左岸角(北側)から護岸沿い北西へ116メートルの所 基点5 佐伯区海老園4丁目五日市漁港西側の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ373メートルの所 ア 1と2を結んだ線の中央点(広島市と廿日市市との佐方川河口における境界) イ アから江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上70メートルの所 ウ イから70度11分305メートルの所 エ ウから95度330メートルの所 オ エから139度115メートルの所 カ 5から156度295メートルの所		
共Aけ11	共第51号	第1種共同漁業	なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	広島市南区月見町地先	区域 次の1アを結んだ直線とアカを1を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線とカイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1ウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ3を結んだ10直線と護岸とによって囲まれた区域を除く。 基点1 月見町広島エルピーガスターミナル(株)東側入口前(南東側)の護岸角から護岸沿い東へ40メートルの所 基点2 月見町の場川河口右岸角 基点3 月見町(株)クリーンエナジーと丸本鋼材(株)・丸本運輸(株)の敷地境界線の延長と護岸との交点から護岸沿い南西へ30メートルの所 ア 1から195度16分18秒150メートルの所 イ 2から南区船越南5丁目南側埋立地(瀬野川右岸河口埋立地)西角を見通す線と月見町距岸150メートルの線との交点 ウ 1から195度16分18秒125メートルの所 エ ウから護岸に直角の線と1を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線との交点 オ 1から護岸に直角に100メートルの所 カ 1から護岸に直角に150メートルの所 キ カから護岸に平行に引いた線上(北東)100メートルの所 ク キから護岸に直角に引いた線上(北西)50メートルの所 ケ ケから護岸に平行に引いた線上(北東)230メートルの所 コ ケから護岸に直角に引いた線上(南東)50メートルの所 サ 3から護岸に直角に150メートルの所	団体漁業権	広島市南区向洋大原町, 向洋本町, 青崎2丁目, 堀越2丁目, 向洋新町1丁目
共Aけ12	共第52号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸20メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、護岸構造物敷の区域を除く。 基点1 金輪島例木の鼻 基点2 金輪島金輪島集会所西の公園敷地北西角前の棧橋西側付け根から護岸沿い北西へ195メートルの所 ア 1から南区元宇品南端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 イ 2から南区黄金山の高を見通す線と距岸20メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保1~4丁目, 日宇那町, 向洋大原町, 金輪島, 丹那町, 丹那新町, 旭1~3丁目, 北大河町, 南大河町, 山城

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Aけ13	共第53号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸25メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所 金輪島(株)新来島宇品ドック南側浮棧橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所 1から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸25メートルの線との交点 2から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地棧橋南側付け根を見通す線と距岸25メートルの線と	団体漁業権	広島市南区仁保1～4丁目, 日宇那町, 向洋大原町, 金輪島, 丹那町, 丹那新町, 旭1～3丁目, 北大河町, 南大河町, 山城
共Aけ14	共第54号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	広島市南区元宇品町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 元宇品広島港東側防波堤南側付け根 元宇品南端 広島港東側防波堤(離岸堤)と距岸100メートルの線との南側交点 2から南区峠島北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区元宇品町, 宇品海岸1・2丁目, 宇品西1～4丁目, 日宇那町, 皆実町1～6丁目, 中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 西区草津浜町, 草津
共Aけ15	共第55号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町似島地先	区域	似島距岸350メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	広島市南区似島町
共Aこ1	共第56号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ, ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドック中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。 坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所 坂町水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所 坂町植田マツダスチール(株)第3工場埋立地南西角 坂町植田広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角 1から広島市南区仁保沖町マツダ(株)宇品工場敷地護岸南東角(広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウから328度19分10秒の線と距岸150メートルの線との交点 2から323度22分73.2メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町
共Aこ2	共第57号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町地先	区域 基点1 基点2 基点3	次の1ア, アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、坂町小屋浦国道31号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 坂町亀石マツダ(株)埋立地護岸南角(埋立地南側護岸のパラペット東端) 海岸線における坂町と呉市の市町標識間の中央(護岸の呉市表示鉄から護岸沿い北へ60.7メートルの所) 小屋浦天地川小屋浦橋(歩道橋)下流側右岸付け根	団体漁業権	安芸郡坂町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点4 ア イ ウ	小屋浦天地川小屋浦橋(歩道橋)下流側左岸付け根 1から188度4.5メートルの所 アから234度の線と距岸150メートルの線との交点 2から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す 線と距岸150メートルの線との交点		
共Aこ3	共第58号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドッグ中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。 坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所 坂町水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所 坂町植田マツダスチール(株)第3工場埋立地南西角 坂町植田広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角 1から広島市南区仁保沖町マツダ(株)宇品工場敷地護岸南東角(広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウから328度19分10秒の線と距岸200メートルの線との交点 2から323度22分73.2メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町
共Aこ4	共第59号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次の1ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線とエオ, オカ, カキを結んだ3直線とキクを距岸200メートルで結んだ線とク6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 坂町安芸衛生センター埋立地及びマツダ(株)埋立地の捨石の区域並びに坂町小屋浦国道31号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた坂町観音崎北西の鼻から南へ1番目の鼻北西端 安芸衛生センター埋立地護岸北西角 安芸衛生センター埋立地護岸南西角(用水路出口右 坂町亀石マツダ(株)埋立地南西角 坂町総合エナジー(株)坂亀石山油槽所棧橋北側付け根海岸線における坂町と呉市の市町標識間の中央(護岸の呉市表示銀から護岸沿い北へ60.7メートルの所) 1から323度7分50秒12.5メートルの所 アから297度45分30秒54.2メートルの所 イから332度32分50秒の線と1を中心とした半径200メートルの円弧との交点 2から233度の線と1を中心とした半径200メートルの円弧との交点 3から安芸衛生センター埋立地西側護岸に直角に100メートルの所 4からマツダ(株)埋立地西側護岸に直角に100メートルの 5から294度200メートルの所 6から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	安芸郡坂町
共Bあ1	共第60号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町小 黒神島地先	区域	小黒神島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bあ2	共第61号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大 奈佐美島地先	区域	大奈佐美島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			つぼ網	1月1日から12月31日まで					
共Bあ3	共第62号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町絵の島地先	区域	絵の島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bあ4	共第63号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町安渡島地先	区域	安渡島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bあ5	共第64号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉, 美能地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 沖美町三吉と江田島市能美町高田との海岸線における境界 1から沖美町俎石を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す(34度)線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bい1	共第65号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町絵の島地先	区域	絵の島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bい2	共第66号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大奈佐美島地先	区域	大奈佐美島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bい3	共第67号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉, 美能地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 沖美町三吉と江田島市能美町高田との海岸線における境界 1から沖美町俎石を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す(34度)線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bい4	共第68号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町小黒神島地先	区域	小黒神島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで					
共Bう1	共第69号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町美能, 是長, 沖地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 沖美町赤曲鼻 1から沖美町俎石を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bう2	共第70号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大矢鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1ア, アイ, イ2, 2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 沖美町赤曲鼻 沖美町と江田島市能美町鹿川との海岸線における境界(大矢鼻) 1から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線上150メートルの所 2から大黒神島宮城鼻を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町, 能美町鹿川
共Bう3	共第71号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒神島地先	区域	大黒神島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町, 能美町鹿川
共Bう4	共第72号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町美能, 是長, 沖地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 沖美町赤曲鼻 1から沖美町俎石を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町
共Bう5	共第73号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大矢鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1ア, アイ, イ2, 2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 沖美町赤曲鼻 沖美町と江田島市能美町鹿川との海岸線における境界(大矢鼻) 1から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線上200メートルの所 2から大黒神島宮城鼻を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町, 能美町鹿川
共Bう6	共第74号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒神島地先	区域	大黒神島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町是長, 畑, 岡大王, 能美町鹿川

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bえ1	共第75号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市能美町, 大柿町地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, ウエ, エオ, オカを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。能美町高田と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥) 能美町能美海上ロッジ建物南角 1から江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から江田島町大原242高地を見通す(344度)線と距岸150メートルの線との交点 3から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と最大高潮時海岸線との交点 3から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と距岸125メートルの線との交点 3から74度213メートルの所 3から109度210メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬
共Bえ2	共第76号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町飛渡瀬地先(外海)	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ	次の1ア, アイ, イウ, ウ3を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町柿浦三束新開北側の新開南東角 3から護岸沿い西へ120メートルの所 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(外海) 1から江田島町秀崎突端を見通す線上50メートルの所 2から大柿町引島灯台を見通す線上50メートルの所 3から引島灯台を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬
共Bえ3	共第77号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市能美町, 大柿町地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, ウエ, エオ, オカを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。能美町高田と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥) 能美町能美海上ロッジ建物南角 1から江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から江田島町大原242高地を見通す(344度)線と距岸200メートルの線との交点 3から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と最大高潮時海岸線との交点 3から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と距岸125メートルの線との交点 3から74度213メートルの所 3から109度210メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬
共Bお1	共第78号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川地先	区域 基点1 基点2 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 能美町鹿川と江田島市沖美町との海岸線における境界(大矢鼻) 能美町鹿川エムシーターミナル(株)第1埋立地南西端 1から沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町鹿川

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		イ	2から89度の線と距岸150メートルの線との交点		
共Bお2	共第79号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田市能美町鹿川地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び2・3を結んだ直線から下流の能美町中郷川の区域 鹿川石垣新開護岸南側付け根の護岸階段南側付け根(カーブミラー)から護岸沿い南へ165メートルの所(護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱) 鹿川中郷川大矢橋下流側右岸付け根 鹿川中郷川大矢橋下流側左岸付け根 能美町鹿川と江田市大柿町との海岸線における境1から大柿町船頭鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から大柿町沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田市能美町鹿川
共Bお3	共第80号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田市能美町鹿川地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 能美町鹿川と江田市沖美町との海岸線における境界(大矢鼻) 能美町鹿川エムシーターミナル(株)第1埋立地南西端1から沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から89度の線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田市能美町鹿川
共Bお4	共第81号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田市能美町鹿川地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根(カーブミラー)から護岸沿い南へ165メートルの所(護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱) 能美町鹿川と江田市大柿町との海岸線における境1から大柿町船頭鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から大柿町沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田市能美町鹿川
共Bき1	共第82号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田市大柿町深江地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共Bき3の区大柿町と江田市能美町鹿川との海岸線における境大柿町親休鼻 1から沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田市大柿町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			ひじき	1月1日から12月31日まで					
共Bき2	共第83号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町長島地先	区域	長島距岸(大柿町我島を含む。)150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市大柿町
共Bき3	共第84号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江島戸地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	次の2ア、アイ、イウ、ウ1を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 2から護岸沿い北西へ100メートルの所(護岸角) 大柿町深江島戸川北西の埋立地護岸南西角 大柿町深江島戸川島戸橋下流側右岸付け根 大柿町深江沖野島沖野島橋北西側の橋台北西端(沖野島橋欄干の北西側付け根から北東へ6メートルの3から沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と島戸川河口西側埋立地西側護岸の延長線との交点 3から沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と4から島戸川河口から北へ2番目の埋立地南西角を見通す線との交点 1から通り穴の鼻南東端を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江
共Bき4	共第85号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町と江田島市能美町鹿川との海岸線における境大柿町親休鼻 1から沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町
共Bき5	共第86号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町長島地先	区域	長島距岸(大柿町我島を含む。)200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市大柿町
共Bき6	共第87号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町親休鼻 大柿町柿木鼻 大柿町梶掛ノ鼻南端 1から山口県岩国市保高島の高を見通す線上200メートルの所 2から224度の線と距岸200メートルの線との交点 3から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町
共B<1	共第88号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町地先	区域 基点1 基点2 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町親休鼻 大柿町梶掛ノ鼻南端 1から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		イ	2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共B<2	共第89号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町, 呉市音戸町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と2イを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ27メートルの護岸内角 大柿町大君梶掛ノ鼻南端 音戸町藤脇3丁目の鼻(藤脇バイパス入口の護岸内角(護岸排水管の東端)から護岸沿い東へ75メートルの音戸町田原ホーン鼻(宝石)) 1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から倉橋町宇和木防波堤付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町(ただし, 深江, 大原を除く。), 呉市音戸町早瀬
共B<3	共第90号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(大柿町引島を含む。)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, あさり漁業については, 共B<2の区域を除く。 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(外海) 大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ27メートルの護岸内角 1から引島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から呉市音戸町田原ホーン鼻(宝石)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町(ただし, 深江, 大原を除く。)
共B<4	共第91号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町中の鼻北東端 大柿町梶掛ノ鼻南端 1から呉市音戸町早瀬鳥ヶ首を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町(ただし, 深江, 大原を除く。)
共B<5	共第92号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町地先	区域 基点1 基点2 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(大柿町引島を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(外海) 大柿町明神鼻 1から引島東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町(ただし, 深江, 大原を除く。)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ	2から呉市音戸町サタメノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点		
共Bけ1	共第93号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 小用地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町二ツ小島東端 江田島町禿の鼻 1から呉市天応天狗城山の高(293メートル)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から呉市吉浦小麗女島南端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町
共Bけ2	共第94号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 高須地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町高須鼻 江田島町鳥ノ首 1から呉市天応鳥帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町
共Bけ3	共第95号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 秋月地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 江田島町小用ももだか埋立地南東角 江田島町在日米軍秋月弾薬庫北側物揚護岸北東角 江田島町鳥ノ首先端 2から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 1から3を見通す線と2から豆倉鼻を見通す線との交点 3から1を見通す線上140メートルの所 3から江田島町高須南鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町小用
共Bこ1	共第96号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 鷺部地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町鷺部2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角 江田島町と江田島市大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥) 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から江田島町大須山南東の242高地を見通す(344度)線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町, 大柿町飛渡瀬
共Bこ2	共第97号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 宮ノ原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町鼻ぐり 江田島町鷺部2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角 江田島町宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ42メートル(大原川河口右岸)のスベリ東側付け根 3から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点	団体漁業権	江田島市江田島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア イ	1から広島市南区似島地獄鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共Bこ3	共第98号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 若宮地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町秋月若宮の鼻 江田島町と江田島市大柿町との海岸線における境界(外海) 1から呉市小麗女島南端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から大柿町引島北端(燈台)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原, 小用
共Bこ4	共第99号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 宮ノ原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Bこ7江田島町と江田島市大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥) 江田島町高須鼻 江田島町宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ42メートル(大原川河口右岸)のスベリ東側付け根 3から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点 1から江田島町大須山南東の242高地を見通す(344度)線と距岸200メートルの線との交点 2から呉市天応烏帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線(59度)と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町
共Bこ5	共第100号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 秋月地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町秋月島ノ首 江田島町と江田島市大柿町との海岸線における境界(外海) 1から呉市吉浦宮花町豆倉鼻南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から大柿町引島北端(燈台)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町小用, 宮ノ原
共Bこ6	共第101号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 宮ノ原地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 江田島町きさき鼻 1から江田島市大柿町と江田島市能美町中町との海岸線における境界を見通す線上600メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
共Bこ7	共第102号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 宮ノ原地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 江田島町きさき鼻 1から江田島町津久茂小島鼻(小島新開南端)を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
共Bさ1	共第103号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町 切串地先	区域 基点1 基点2 基点3	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 江田島町鼻ぐり 江田島町切串3丁目長谷川切串大橋下流側左岸付け 江田島町切串2丁目長谷川切串大橋下流側右岸付け	団体漁業権	江田島市江田島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点4 ア イ	江田島町二ツ小島東端 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から呉市天応天狗城山の高(293メートル)を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共Bし1	共第104号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町, 警固屋地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(音戸町三ツ子島及びトンサキ島を含む。)150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線とエ8を結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4、6・7をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ音戸町田原1丁目猿ヶ鼻 音戸町坪井1丁目三軒屋ノ鼻(階段工北側付け根) 警固屋4丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護岸北端(旧護岸との交点)から護岸沿い南へ80メートル 警固屋6丁目日の出川河口右岸角 呉市警固屋町と呉市阿賀南9丁目との海岸線における境界 警固屋8丁目鼻崎 音戸町清盛塚の南側石積護岸を西へ延長した線と道路護岸との交点(拝観棧橋渡橋北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所) 音戸町高須3丁目双見の鼻 1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3からトンサキ島北端を見通す線(254度)と距岸150メートルの線との交点 5から呉市小情島の高(51メートル)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 8から警固屋8丁目こうち防波堤東側付け根(立石の鼻)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原, 早瀬を除く。), 警固屋4~9丁目
共Bし2	共第105号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(音戸町小アジワ島を含む)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端 波多見大浦崎南端 1から327度150メートルの所 2から呉市情島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原, 早瀬を除く。), 警固屋4~9丁目
共Bし3	共第106号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見, 先奥地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1イ, イウ, ウ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 音戸町大浦崎南端 音戸町波多見6丁目呉市宮大崎住宅南側護岸南西角 音戸町と呉市倉橋町との海岸線における境界(堤川河口中央) 1から呉市情島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 1から倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの 2から音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原, 早瀬を除く。), 警固屋4~9丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		エ	3から情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との 交点		
共BL4	共第107号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町藤脇地 先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結ん だ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 音戸町藤脇3丁目の鼻(藤脇バイパス入口と旧道との 分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ75 メートルの所) 音戸町藤脇と呉市倉橋町釣士田との海岸線における 境界(境川河口中央) 1から倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸 150メートルの線との交点 2から倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸150メー トルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬 を除く。), 警固屋4~9丁目
共BL5	共第108号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市警固屋4丁目地 先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結ん だ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 警固屋4丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護 岸北端(旧護岸との交点)護岸沿い南へ80メートルの 警固屋6丁目日の出川河口右岸角 1から呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線(254度) と距岸200メートルの線との交点 2から江田島市江田島町鳥ノ首突端を見通す線と距岸 200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬 を除く。), 警固屋4~9丁目
共BL6	共第109号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町日附鼻 地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結ん だ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 音戸町渡子1丁目高瀬岩(渡子1丁目13番の埋立地の 北側の道路護岸階段工入口中央) 音戸町三軒屋ノ鼻(階段工北側付け根) 1から音戸町三ツ子島北端を見通す線と距岸200メー トルの線との交点 2から江田島市江田島町鳥の首突端を見通す線と距 岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬 を除く。), 警固屋4~9丁目
共BL7	共第110号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市警固屋8・9丁目 地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結ん だ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 警固屋8丁目こうち防波堤東側付け根(立石の鼻) 呉市警固屋町と呉市阿賀南9丁目との海岸線における 境界 1から呉市音戸町高須3丁目双見ノ鼻を見通す線と距 岸150メートルの線との交点 2から呉市小情島の高を見通す線と距岸150メートルの 線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬 を除く。), 警固屋4~9丁目
共BL8	共第111号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見, 先奥地先	区域 基点1	次の1アを結んだ直線とアエを距岸(呉市音戸町小ア ジワ島を含む。)150メートルで結んだ線とエ4を結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た だし、2イ、イウ、ウ3を結んだ3直線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域及び共BL10の区域を除く。 波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬 を除く。), 警固屋4~9丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	波多見大浦崎南端 波多見6丁目呉市宮大崎住宅南側護岸南西角 音戸町先奥と呉市倉橋町長谷との海岸線における境界(堤川河口中央) 1から呉市警固屋8丁目旧音戸ロッジ東角を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から呉市倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの所 3から音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所 4から呉市情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共BL9	共第112号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町藤脇地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 藤脇3丁目の鼻(藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ75メートル音戸町藤脇と呉市倉橋町釣土田との海岸線における境界(境川河口中央) 1から倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。), 警固屋4~9丁目
共BL10	共第113号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町大浦崎地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 音戸町波多見大浦崎南端 1から152度250メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。), 警固屋4~9丁目
共Bす1	共第114号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 田原1丁目猿ヶ鼻 田原3丁目ホーシ鼻(宝石) 1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原
共Bす2	共第115号	第1種共同漁業	あわび類	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸(江田島市大柿町引島を含む。)150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 田原2丁目田原保育所護岸南西角 音戸町早瀬1丁目サタメノ鼻(マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所) 大柿町大君明神鼻 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原、早瀬、江田島市大柿町柿浦
共Bす3	共第116号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 田原1丁目猿ヶ鼻 田原3丁目ホーシ鼻(宝石) 1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bせ1	共第117号	第1種共同漁業	あわび類	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町, 呉市音戸町地先	イ 区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸200メートルの線との交点 次のアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオを結んだ3直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 音戸町早瀬2丁目瀬の鼻南西端(漁船巻揚施設南側の防波堤北側付け根) 音戸町早瀬3丁目鳥ヶ首西端(防波堤西側付け根)から護岸沿い南東へ54メートルの所 呉市倉橋町釣土田と音戸町藤脇との海岸線における境界(境川河口中央) 大柿町梶掛ノ鼻南端 大柿町泉市営駐車場護岸北東角 1から5を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と3から倉橋町重生荷羽の鼻を見通す線との交点 3から荷羽の鼻を見通す線と4から倉橋町小宇和木の鼻を見通す線との交点 4从小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 5から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町(ただし, 深江, 大原を除く。), 呉市音戸町田原, 早瀬
共Bせ2	共第118号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町早瀬地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 音戸町田原3丁目ホーシ鼻(宝石) 早瀬1丁目サタメノ鼻(マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所) 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から大柿町大君明神鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町早瀬
共Bそ1	共第119号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町本浦, 大向地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(倉橋町鍋島を含む)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町伝太郎鼻 倉橋町長串鼻 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 須川, 尾曾郷, 重極
共Bそ2	共第120号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町釣土田, 重生地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町伝太郎鼻 倉橋町釣土田と呉市音戸町藤脇との海岸線における境界(境川河口中央) 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 須川, 重極, 光ヶ瀬

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで					
共Bそ3	共第121号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町本浦, 大向地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(倉橋町鍋島を含む。)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町伝太郎鼻 倉橋町長串鼻 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 尾曾郷, 重極
共Bそ4	共第122号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町釣士田, 重生地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 共Bそ8の区域を除く。 倉橋町伝太郎鼻 倉橋町釣士田と呉市音戸町藤脇との海岸線における境界(境川河口中央) 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 尾曾郷, 重極, 光ヶ瀬
共Bそ5	共第123号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町重生, 江の浦, 重極地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次の1アを結んだ直線とアクを距岸200メートルで結んだ線とク8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 2イを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び4エを結んだ直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに6カを結んだ直線とカキを距岸200メートルで結んだ線とキ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって倉橋町伝太郎鼻 倉橋町重生西防波堤西側付け根 倉橋町重生江の浦川河口中央 倉橋町重生江の浦の突端から南東へ1番目の鼻 倉橋町重極小串の鼻南西端 倉橋町重極小串の鼻 倉橋町光ヶ瀬西の鼻 倉橋町小宇和木南鼻埋立地(展望台)東側の排水口 1から江田島市大柿町親休鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から264度を見通す線と距岸200メートルの線との交点 4から354度を見通す線と距岸200メートルの線との交点 5から一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 6から一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 7から大柿町長瀬鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 8から大柿町梶掛ノ鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 尾曾郷, 重極, 光ヶ瀬

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bそ6	共第124号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町横島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域及び倉橋町カシノコ島を除く。 倉橋町鍋島西端 倉橋町カシノコ島北東端 倉橋町横島東端 倉橋町羽山島南端 1から2を見通す延長線と4から3を見通す延長線との	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 須川
共Bそ7	共第125号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町黒島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 黒島北端 黒島西端 1から山口県小柱島東端を見通す(225度)線と2から西5番之碕燈台を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 須川
共Bそ8	共第126号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町釣士田地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、釣士田防波堤及びその捨石の範囲を除く。 江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端 釣士田南側防波堤西側付け根から防波堤沿い北へ183.5メートルの所 釣士田南側新防波堤南角から防波堤沿い北西に10.5メートルの所 倉橋町宇和木なきり鼻(小宇和木防波堤東側付け根) 2から4を見通す線と3から1を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町重極, 釣士田
共Bそ9	共第127号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町黒島地先(エビガヒレ漁場)	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 黒島南端(烏ヶ首鼻) 倉橋町鳶ヶ鼻(ハゲ鼻) 1から山口県手島南端を見通す線と2から山口県小柱島東端を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 須川
共Bそ10	共第128号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町黒島地先(5番の碕漁場)	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 倉橋町城岸鼻 黒島北端 1から山口県小柱島東端を見通す線と2から山口県保高島南端を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 須川
共Bた1	共第129号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町奥の内, 袋の内地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、倉橋町字長谷新開8032番, 8033番, 8034番, 8034番1, 8035番, 8036番, 8037番, 8038番, 8039番, 8040番, 8041番, 8042番, 8043番, 8044番1, 8044番3及び8045番1の区域と重複する倉橋町長谷と呉市音戸町先奥との海岸線における境界(堤川河口中央) 倉橋町大尻郷東の鼻北端 倉橋町長谷新開船磯鼻 倉橋町長谷江の浦東の鼻から南西へ2番目の鼻の南 1から呉市情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から音戸町波多見赤石鼻を見通す(18度)線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		エ	2から倉橋町穴の口(トロブ南側付け根)を見通す線と 距岸150メートルの線との交点		
共Bた2	共第130号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町弁天島 地先	区域	弁天島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域	団体漁業権	呉市倉橋町長谷, 室尾, 尾立
共Bた3	共第131号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町大迫, 上 脇, 鹿老渡, 鹿島地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結ん だ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と5・6を結 んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 鹿島松ヶ鼻 鹿島東端 2から倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と鹿 老渡の最大高潮時海岸線との交点 倉橋町大尻郷東の鼻北端 倉橋町堀切橋北東側付け根 倉橋町堀切橋南東側付け根 1から倉橋町白石(北の石)を見通す線と距岸150メー トルの線との交点 4から倉橋町穴の口(トロブ南側付け根)を見通す線と 距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町大迫, 海越, 鹿老 渡, 鹿島
共Bた4	共第132号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町室尾, 鹿 島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結ん だ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と5・6を結 んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町長串鼻 3から倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と鹿 老渡の最大高潮時海岸線との交点 鹿島東端 鹿島松ヶ鼻 倉橋町堀切橋南東側付け根 倉橋町堀切橋北東側付け根 1から倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メー トルの線との交点 4から倉橋町白石(北の石)を見通す線と距岸150メー トルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立, 海越, 鹿老渡, 鹿島
共Bた5	共第133号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町笹小島 地先	区域	笹小島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域。ただし, 共Bた4の区域を除く。	団体漁業権	呉市倉橋町尾立, 室尾

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bた6	共第134号	第1種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町羽山島地先	区域	羽山島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市倉橋町鹿島
共Bた7	共第135号	第1種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町黒島, 横島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを横島南側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを黒島北側距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域を除く。 黒島西鼻 黒島北東端(ホボロケタ鼻) 横島北東端 横島西端 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 本浦
共Bた8	共第136号	第1種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町白石地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを白石の西側距岸150メートルで結んだ線とイ6を結んだ直線と2・3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 白石(北の石)北端 白石(北の石)南端 白石(中の石)北端 白石(中の石)南端 白石(南の石)北端 白石(南の石)南端 倉橋町横島南端 倉橋町鹿島南端 1からエを見通す線と距岸150メートルの線との交点 6からウを見通す線と距岸150メートルの線との交点 7から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上1,800メートルの所 8から松山市大館場島西端を見通す線の中央点	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡, 鹿島瀬戸
共Bた9	共第137号	第1種共同漁業	とりがい なまこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町白石地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ	次のアイを結んだ直線とイウを白石の西側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを白石の西側距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 白石(北の石)北端 白石(南の石)南端 倉橋町横島南端 倉橋町鹿島南端 1からカを見通す線と距岸500メートルの線との交点 1からカを見通す線と距岸150メートルの線との交点 2からオを見通す線と距岸150メートルの線との交点 2からオを見通す線と距岸500メートルの線との交点 3から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上1,800メートルの所 4から松山市大館場島西端を見通す線の中央点	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡, 鹿島瀬戸

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bた10	共第138号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町長谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、倉橋町宇長谷新開8032番、8033番、8034番、8034番1、8035番、8036番、8037番、8038番、8039番、8040番、8041番、8042番、8043番、8044番1、8044番3及び8045番1の区域と重複する倉橋町と呉市音戸町先奥との海岸線における境界(堤川河口中央) 倉橋町福浦(トロブ湾口西の鼻西側付け根) 倉橋町長谷新開船磯鼻 倉橋町長谷江の浦東の鼻から南西へ2番目の鼻の南1から呉市情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から音戸町波多見赤石鼻を見通す(18度)線と距岸150メートルの線との交点 2から音戸町波多見小学校護岸東角を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町長谷、室尾、尾立
共Bた11	共第139号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町弁天島地先	区域	弁天島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市倉橋町長谷、室尾、尾立
共Bた12	共第140号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町袋の内 地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1・2を結んだ直線と3アを結んだ直線とアイを距岸(鈴鹿島を含む)150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町トロブ北端 倉橋町鈴鹿島北端 倉橋町鈴鹿島南端 倉橋町大尻郷東の鼻北端 3から4を見通す線と鈴鹿島距岸150メートルの線との4から倉橋町穴の口(トロブ南側付け根)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾、尾立
共Bた13	共第141号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町亀ヶ首地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町先入道の鼻北東端 亀ヶ首北端 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡
共Bた14	共第142号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町亀ヶ首地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町大迫柳岩西の鼻 亀ヶ首北端 1から倉橋町温海南の鼻を見通す線と距岸100メートルの線との交点 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡
共Bた15	共第143号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町大迫地先	区域 基点1 基点2 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町温海南の鼻 大迫柳岩西の鼻 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bた16	共第144号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町鹿老渡, 大迫地先	イ 区域 基点1 基点2 ア イ	2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町海越堀切東防波堤北側付け根 倉橋町温海南の鼻 1から鹿老渡岩屋北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から大迫柳岩西の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町大迫, 海越, 鹿老渡
共Bた17	共第145号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町鹿島地先	イ 区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを鹿島の北側距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 鹿島おしまの鼻西端 鹿島松ヶ鼻 1から倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から愛媛県松山市大館場島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町鹿島
共Bた18	共第146号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町鹿老渡地先	イ 区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町海越徳岩 倉橋町鹿老渡し浦南の鼻 倉橋町堀切橋南東側付け根 倉橋町堀切橋北東側付け根 1から倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から鹿島瀬戸北の鼻北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町海越
共Bた19	共第147号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町海越地先	イ 区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町海越長碓の鼻 倉橋町海越徳岩 1から倉橋町鹿島瀬戸燈台を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町海越
共Bた20	共第148号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町尾立, 室尾, 海越地先	イ 区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町井目木東鼻 倉橋町海越長碓の鼻 1から倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から鹿島瀬戸燈台を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立, 海越
共Bた21	共第149号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町井目木地先	イ 区域 基点1 基点2 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町長串鼻 井目木東鼻 1から倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町尾立, 室尾

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ	2から倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点		
共Bた22	共第150号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町笹小島 地先	区域	笹小島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Bた21の区域を除く。	団体漁業権	呉市倉橋町尾立, 室尾
共Bた23	共第151号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町黒島, 横 島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを横島南側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを黒島北側距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域及び共Bそ6, 共Bそ8の区域を除く 黒島南西端 黒島北東端(ホボロケタ鼻) 横島北東端 横島西端 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 本浦
共Bた24	共第152号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	呉市倉橋町長谷地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 倉橋町長谷川長谷橋下流側左岸付け根 倉橋町長谷川長谷橋下流側右岸付け根 倉橋町長谷川長谷橋下流の右岸の護岸北東端から護岸沿い南西に2メートルの所 3から護岸に直角に見通す線と対岸との交点	団体漁業権	呉市倉橋町長谷, 室尾, 尾立
共Bた25	共第153号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	呉市倉橋町脇田地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 2から護岸に直角に見通す線と対岸との交点 3から左岸上流側へ91メートルの所(旧)塩田橋下流側左岸付け根) 倉橋町脇田脇田橋上流側左岸付け根 倉橋町脇田脇田橋上流側右岸付け根	団体漁業権	呉市倉橋町尾立, 室尾
共Bた26	共第154号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町鹿島地 先	区域 基点1 基点2 基点3 ア	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 倉橋町横島東端 鹿島南端 鹿島東端 1から2を見通す線の延長線と倉橋町433高地から3を見通す線の延長線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡
共Bた27	共第155号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町鹿島地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 倉橋町横島北端 鹿島入道鼻西の鼻北西端 鹿島入道鼻北端 倉橋町海越長碓の鼻 1から2を見通す線の延長線と3から4を見通す線との	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡
共Bた28	共第156号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町亀ヶ首地 先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 亀ヶ首北端 1から愛媛県松山市安居島西端を見通す線上600メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡, 大迫
共Bた29	共第157号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町鹿老渡 地先	区域 基点1	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、共Bた30の区域を除く。 鹿老渡船害の鼻	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア	1から愛媛県松山市小館場島北東端を見通す線上600メートルの所		
共Bた30	共第158号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町鹿老渡地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次のアを中心とした半径250メートルの円周によって囲まれた区域 倉橋町261高地(桂浜神社の北東の高) 倉橋町鹿老渡遠見山(101メートル)の高 倉橋町羽山島南端 山口県岩国市福良島東端 1から2を見通す線の延長線と4から3を見通す線の延長線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡
共Bた31	共第159号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町鹿島地先	区域	鹿島南側まないた岩を中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡, 鹿島
共Bた32	共第160号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町横島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 横島東端 倉橋町羽山島セクビの北端 1から倉橋島鹿島入道鼻西の鼻北西端を見通す線と2から倉橋町黒島鳥ヶ首を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 本浦
共Bた33	共第161号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市倉橋町横島地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 横島南端 1から山口県岩国市小柱島南端を見通す線上600メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町鹿老渡, 本浦
共Bち1	共第162号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町向地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) 蒲刈町向小市ヶ浜埋立地東端 2から護岸沿い西へ225メートルの所 1から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から松山市安居島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち2	共第163号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸150メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オカを結んだ4直線とカキを距岸150メートルで結んだ線とキク, クケ, ケコを結んだ3直線とコサを距岸150メートルで結んだ線とサン, シスを結んだ2直線と, スセを距岸150メートルで結んだ線とセソ, ソタ, タチを結んだ3直線とチツを距岸150メートルで結んだ線とツ20を結んだ直線と18, 19を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに16・17を結んだ直線から下流の下島大川の2から護岸沿い東へ234メートルの所 蒲刈町向小市ヶ浜埋立地西端 下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤東側の鼻 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南東角 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南東角から護岸沿い西へ8.7メートルの所 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南側防波堤付け根中央 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地西の鼻南端 下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角 下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角 下蒲刈町棒振東鼻	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点11 下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北角 基点12 下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北東角 基点13 下蒲刈町見戸代港埋立地護岸北東角 基点14 下蒲刈町見戸代港埋立地護岸南東角 基点15 下蒲刈町塩浜新開北側の橋(一の字橋)北東側付け根 基点16 下蒲刈町下島大川新大川橋左岸下流側付け根 基点17 下蒲刈町下島大川新大川橋右岸下流側付け根 基点18 下蒲刈町塩浜新開南側の橋左岸下流側付け根 基点19 下蒲刈町塩浜新開南側の橋右岸下流側付け根 基点20 蒲刈町立岩 ア 2から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 3から下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 4から155度05分15メートルの所 エ 5から155度05分15メートルの所 オ 6から下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上90メートル カ 7から上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 キ 8から呉市仁方港棧橋を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ク 9から350度125メートルの所 ケ 10から330度150メートルの所 コ 10から355度の線と距岸150メートルの線との交点 サ 11から0度の線と距岸150メートルの線との交点 シ 12から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上130メートルの所 ス 12から蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 セ 13から40度の線と距岸150メートルの線との交点 ソ 13から蒲刈町白崎鼻北西端を見通す線上50メートルの タ 14から下蒲刈町天神鼻南西の突堤突端を見通す線上50メートルの所 チ 15から天神鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交 ツ 20から柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点			
共Bち3	共第164号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町下黒島地先	区域	下黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち4	共第165号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町上黒島地先	区域	上黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち5	共第166号	第1種共同漁業	なまこ さざえ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町向小島地先	区域	蒲刈町向小島と臼石の距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで					
共Bち6	共第167号	第1種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町ヒクベ島地先	区域	ヒクベ島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち7	共第168号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ	次の1アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオを結んだ3直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ, キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ, コサを結んだ2直線とサシを距岸200メートルで結んだ線とシ9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 下蒲刈町尾ノ鼻 下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角 下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角 下蒲刈町棒振東鼻 下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北端 下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北東端 下蒲刈町見戸代港埋立地護岸北東角 下蒲刈町見戸代港南側船だまり南側防波堤南側付け根と護岸との接点 下蒲刈町丸谷港護岸北角 蒲刈町白崎鼻北西端(カーブミラー)から護岸沿い南へ184メートルの所 1から呉市阿賀南8丁目大入港防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの交点 2から呉市仁方港棧橋を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から350度180メートルの所 4から340度200メートルの所 4から355度の線と距岸200メートルの線との交点 5から0度の線と距岸200メートルの線との交点 6から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上175メートルの所 6から蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 7から50度の線と距岸200メートルの線との交点 7から下蒲刈町天神鼻を見通す線上100メートルの所 8から天神鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 9から10を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち8	共第169号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町大地蔵地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6	次の1アを結んだ直線とアイを東廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオを結んだ3直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカ6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次 下蒲刈町尾ノ鼻 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地の西の鼻南端 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南側防波堤付け根中央 下蒲刈町梶ヶ浜埋立地東角 下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤の東側の鼻 下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入り口東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア イ ウ エ オ カ	1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上140メートルの所 4から上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線上90メートルの所 5から竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 6から呉市蒲刈町仏ヶ崎を見通す線と距岸200メートルの線との交点		
共Bち9	共第170号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町下黒島地先	区域	下黒島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち10	共第171号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町上黒島地先	区域	上黒島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち11	共第172号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町向地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 蒲刈町白崎鼻北西端(カーブミラー)から護岸沿い南へ184メートルの所 蒲刈町立岩 1から呉市下蒲刈町丸谷港護岸北角を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち12	共第173号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町向地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウエを結んだ2直線とエオを西廻りに距岸200メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) 蒲刈町向小市ヶ浜埋立地東端 4から護岸沿い東へ333メートルの所 小市ヶ浜埋立地西端 蒲刈町向仏ヶ崎 呉市下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入口の東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所 1から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から松山市安居島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から安居島西端を見通す線上30メートルの所 4から安居島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 5から6を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち13	共第174号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町向小島地先	区域	蒲刈町向小島と臼石の距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち14	共第175号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町ヒクベ島地先	区域	ヒクベ島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち15	共第176号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から11月30日まで	呉市下蒲刈町尾ノ鼻地先	区域 基点1 ア イ	次の1ア, アイ, イ1を結んだ3直線によって囲まれた区域 尾ノ鼻 1から呉市阿賀南8丁目大入港防波堤突端を見通す線上1,000メートルの所 1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す線上1,000メートルの	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bち16	共第177号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町白崎鼻地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とする半径300メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを3を中心とする半径300メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 下蒲刈町棒振東鼻 3から護岸沿い西へ21メートルの所 白崎鼻埋立地護岸北角 3から護岸沿い南東へ20メートルの所 1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上300メートルの所 1から25度300メートルの所 2から0度の線と3を中心とする半径300メートルの線との交点 4から呉市蒲刈町ねずみ石を見通す(96度)線と3を中心とする半径300メートルの線との交点	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち17	共第178号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	呉市下蒲刈町白崎鼻地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 下蒲刈町天神鼻 1から28度550メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち18	共第179号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	呉市下蒲刈町天神鼻地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 天神鼻 1から76度340メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bち19	共第180号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	呉市下蒲刈町鳩岡地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 鳩岡の南端の鼻(水準点金属標識から護岸沿い北へ108メートルの所) 1から53度30分450メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
共Bつ1	共第181号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び荷島距岸150メートル線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。 蒲刈町立岩 蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西 蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西 端から護岸沿い東へ300メートルの所 蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸東 蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) 1から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から川尻町と呉市安浦町との境界(藤ガ鼻)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所 4から小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 5から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bつ2	共第182号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町大松島, 小松島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを大松島東廻りに距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを小松島西廻りに距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 小松島北端 大松島北端 大松島南端 小松島南端 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦
共Bつ3	(新規)	第1種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町沖ノ島, 笹島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを南回り距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸(笹島含む)150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 蒲刈町沖ノ島南端 蒲刈町沖ノ島北端 蒲刈町千才東端 蒲刈町千才西端 1から180度150メートルの所 3から135度150メートルの所 4から315度150メートルの所 2から315度150メートルの所	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦
共Bつ4	(新規)	第1種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町大浦大 子島地先	区域	蒲刈町大子島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦
共Bつ5	共第183号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ, ウエを結んだ2直線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び荷島距岸150メートル線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。 蒲刈町立岩 蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西 蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西 端から護岸沿い東へ300メートルの所 蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸東 蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) 1から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2と川尻町と呉市安浦町との境界(藤ガ鼻)を結ぶ線と距岸150メートルの線との交点 3から蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所 4から小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 5から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bつ6	(新規)	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町沖ノ島, 笹島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを南回り距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸(笹島含む)150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 蒲刈町沖ノ島南端 蒲刈町沖ノ島北端 蒲刈町千才東端 蒲刈町千才西端 1から180度150メートルの所 3から135度150メートルの所 4から315度150メートルの所 2から315度150メートルの所	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦
共Bつ7	(新規)	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町大浦大 子島地先	区域	蒲刈町大子島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦
共Bつ8	共第184号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市蒲刈町田戸地 先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 田戸しいの木鼻 田戸十念の鼻(旧火葬場の東側の鼻) 1から呉市川尻町八雲神社を見通す線上500メートル 1から呉市川尻町八雲神社を見通す線上1,000メートルの所 2から川尻町と呉市安浦町との境界(藤ガ鼻)を見通す線上1,000メートルの所 2から川尻町と呉市安浦町との境界(藤ガ鼻)を見通す線上500メートルの所	団体漁業権	呉市蒲刈町, 下蒲刈町
共Bつ9	共第185号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市蒲刈町大松島, 小松島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを結んだ線とこれを直径とする北東側の円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 小松島南端 大松島南端 2・1を結んだ延長線上1から西へ350メートルの所 1・2を結んだ延長線上2から東へ350メートルの所	団体漁業権	呉市蒲刈町, 下蒲刈町
共Bつ10	共第186号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町大浦大 子島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ	次の1ア, アイ, イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 蒲刈町黒鼻南東端 呉市豊浜町二窓島西側の高(下二窓島の高) 蒲刈町石風呂 蒲刈町県民の浜の海浜西端から西へ1番目の鼻の北側付け根 蒲刈町県民の浜の海浜東端から東へ1番目の鼻の南側付け根(恵の丘蒲刈入口前の階段付け根と護岸との2から大子島南西端を見通す線の中央点 アから豊田郡大崎上島町津久賀島の高(47メートル)を見通す線と3から豊浜町豊島301高地を見通す線との	団体漁業権	呉市蒲刈町田戸, 宮盛, 大浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bて1	共第187号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市天応大浜3丁目、汐見町、狩留賀町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ エ オ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに3・4を結んだ直線から下流の大屋川の区域 天応大浜3丁目埋立地南側護岸付け根から護岸沿い西へ185メートルの所 天応大浜2丁目第2公園護岸北角 天応大浜2丁目大屋川天崎橋下流側右岸付け根 天応大浜1丁目大屋川天崎橋下流側左岸付け根 狩留賀町3番埋立地西角 5から東へ28メートルの所 狩留賀町狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所 2から270度の線と距岸150メートルの線との交点 5から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 5から232度150メートルの所 6から185度150メートルの所 7から241度12分の線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、
共Bて2	共第188号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市吉浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(大麗女島、小麗女島含む)150メートルで結んだ線とイウを2を中心半径150メートルの円弧とウエを距岸20メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 呉市狩留賀町狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根 呉市光町ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所埋立地護岸南角から護岸沿い北東へ100メートルの所 呉市光町ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所埋立地護岸東角 1から334度55分の線と距岸150メートルの線との交点 2から護岸に直角に150メートルの所	団体漁業権	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ウ エ	2を中心とした半径150メートルの円弧と距岸20メートルの線との東側交点 3から呉市昭和町海上自衛隊Fパースを見通す線と距岸20メートルの線との交点		
共Bで3	共第189号	第1種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市宝町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートル及び防波堤から150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに3・4を結んだ直線から下流の二河川の区域 呉市築地町貿易埠頭埋立地南角から護岸沿い北東へ130メートルの所 宝町呉港湾合同庁舎東側防波堤突端 宝町二河川かもめ橋下流側左岸付け根 呉市三条1丁目二河川かもめ橋下流側右岸付け根 1から護岸に直角に150メートルの所 2から防波堤の延長線上150メートルの所	団体漁業権	呉市天応伝十原町, 天応西条1～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町, 長谷町, 狩留賀町, 吉浦岩神町, 吉浦西城町, 吉浦宮花町, 吉浦本町1～3丁目, 吉浦中町1～3丁目, 吉浦東本町1～4丁目, 吉浦新町1・2丁目, 吉浦新出町, 吉浦神賀町, 吉浦東町, 吉浦潭鼓町, 吉浦池ノ浦町, 新宮町, 海岸1～4丁目, 東川原石町, 西川原石町, 西塩屋町, 三条1～4丁目, 山手1・2丁目, 中央1～7丁目, 東中央1～4丁目, 朝日町, 和庄登町,
共Bで4	共第190号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市天応, 吉浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシを結んだ6直線とシスを距岸200メートルで結んだ線とス8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 共Bと3, 共Bと4の区域及び6ソ, ソセ, セ7を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 呉市天応大浜3丁目天応第1期埋立地北西角(内角) 呉市天応大浜3丁目天応第1期埋立地南角 呉市天応大浜2丁目第2公園護岸北角 呉市汐見町宅垣内川河口中央 呉市狩留賀町3番埋立地西角 呉市狩留賀町狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所 呉市狩留賀町狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根 呉市若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ70メートルの所 1から216度の線と距岸50メートルの線との交点 2から277度の線と距岸50メートルの線との交点 3から270度の線と距岸250メートルの線との交点 4から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点	団体漁業権	呉市天応伝十原町, 天応西条1～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 吉浦西城町, 吉浦宮花町, 吉浦本町1～3丁目, 吉浦東本町1～4丁目, 吉浦新町1・2丁目, 吉浦神賀町, 吉浦東町, 吉浦潭鼓町, 吉浦池ノ浦町, 新宮町, 海岸1～4丁目, 東川原石町, 西川原石町, 西塩屋町, 両城1・2丁目, 三条1～4丁目, 宮原1～13丁

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ	4から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 5から高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 5から275度200メートルの所 5から232度200メートルの所 6から260度の線と距岸200メートルの線との交点 6から251度30分225メートルの所 7から334度55分200メートルの所 7から310度の線と距岸200メートルの線との交点 8から呉市大麗女島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 7から334度55分110メートルの所 6から241度12分156.4メートルの所		
共Bで5	共第191号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市梅木町地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ4直線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、三条1～4丁目、
						基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	梅木町梅木川河口左岸角から護岸沿い南へ100メートルの所 呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻一時堆積場エプロン南側付け根から護岸沿いに南へ80メートルの所 呉市吉浦町猪山隧道北口 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上500メートルの所 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線と距岸50メートルの線との交点 3から270度の線と距岸50メートルの線との交点 3から270度270メートルの所 2から江田島町クマン岳の高を見通す線上270メートルの所 2から江田島町クマン岳の高を見通す線上500メートルの所		
共Bで6	共第192号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市吉浦宮花町地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸200メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、三条1～4丁目、

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点1 基点2 ア イ ウ エ	呉市狩留賀町海底電線標識から海岸沿い南へ80メートルの所 吉浦宮花町海上自衛隊貯油所西端 1から299度の線と距岸200メートルの線との交点 1から299度の線と距岸50メートルの線との交点 2から235度の線と距岸50メートルの線との交点 2から235度の線と距岸200メートルの線との交点		
共Bと1	共第193号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南1～7丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートル(阿賀南1丁目南側の捨石周囲150メートルを含む)で結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1から2までの間の護岸構造物敷の区域及び次の除外区 呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北東へ45メートルの所 1から護岸沿い北東へ392メートルの所 阿賀南1丁目南東端から護岸沿い北へ100メートルの大谷川におけるJR呉線鉄橋下流側右岸付け根 大谷川におけるJR呉線鉄橋下流側左岸付け根 1から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線(116度)上100メートルの所 2から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸150メートルの線との交点 3から呉市広多賀谷3丁目埋立地南西の旧護岸角(埋立地新旧護岸の境界)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市阿賀北1～9丁目, 阿賀中央1～9丁目, 阿賀南1～9丁目, 阿賀町
共Bと2	共第194号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南8～9丁目地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートル(マリノポリス埋立地を除く)で結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 阿賀南9丁目と呉市警固屋町との海岸線における境界 阿賀南7丁目マリノポリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所 1から呉市小情島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す(130度)線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市阿賀北1～9丁目, 阿賀中央1～9丁目, 阿賀南1～9丁目, 阿賀町
共Bと3	共第195号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市阿賀町情島, 小情島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアエを小情島の西回りに距岸150メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とイアを情島の東回りに距岸150メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 小情島本アジロの鼻(北端) 小情島ワキアテの鼻(南端) 情島セドの鼻 情島前下の鼻 1から3を見通す線と小情島の距岸150メートルの線との交点 3から1を見通す線と情島の距岸150メートルの線との 4から2を見通す線と情島の距岸150メートルの線との 2から4を見通す線と小情島の距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市阿賀北1～9丁目, 阿賀中央1～9丁目, 阿賀南1～9丁目, 阿賀町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bと4	共第196号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南7丁目地先	<p>区域</p> <p>基点1</p> <p>基点2</p> <p>基点3</p> <p>基点4</p> <p>基点5</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>カ</p> <p>キ</p>	<p>次の1ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ, キ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 護岸構造物敷の区域を除く。</p> <p>呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北東へ45メートルの所</p> <p>1から護岸沿い北東へ32メートルの所</p> <p>1から護岸沿い北東へ100メートルの所</p> <p>1から護岸沿い北東へ387メートルの所</p> <p>阿賀南7丁目マル延水産南側の広島ガス(株)敷地北1から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線(116度)上150メートルの所</p> <p>3から116度の線上183メートルの所</p> <p>4から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸200メートルの線との交点</p> <p>5から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点</p> <p>5から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点</p> <p>4から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸50メートルの線との交点</p> <p>3から116度の線上33メートルの所</p>	団体漁業権	呉市阿賀北1~9丁目, 阿賀中央1~9丁目, 阿賀南1~9丁目, 阿賀町
共Bと5	共第197号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南8~9丁目地先	<p>区域</p> <p>基点1</p> <p>基点2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域</p> <p>阿賀南9丁目と呉市警固屋町との海岸線における境界阿賀南7丁目マリノポリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所</p> <p>1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点</p> <p>1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点</p> <p>2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点</p> <p>2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点</p>	団体漁業権	呉市阿賀北1~9丁目, 阿賀中央1~9丁目, 阿賀南1~9丁目, 阿賀町
共Bと6	共第198号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀町情島, 小情島地先	<p>区域</p> <p>基点1</p> <p>基点2</p> <p>基点3</p> <p>基点4</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>次のアエを小情島の西回りに距岸150メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸150メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>小情島本アジロの鼻(北端)</p> <p>小情島ワキアテの鼻(南端)</p> <p>情島セドの鼻</p> <p>情島前下の鼻</p> <p>1から3を見通す線と小情島の距岸150メートルの線との交点</p> <p>3から1を見通す線と情島の距岸150メートルの線との交点</p> <p>4から2を見通す線と情島の距岸150メートルの線との交点</p> <p>2から4を見通す線と小情島の距岸150メートルの線との交点</p>	団体漁業権	呉市阿賀北1~9丁目, 阿賀中央1~9丁目, 阿賀南1~9丁目, 阿賀町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bな1	共第199号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市広多賀谷2丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線と黒瀬川護岸とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 呉市阿賀南1丁目南東角から護岸沿い北へ100メートルの所 広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い北東へ238メートルの所 呉市阿賀中央5丁目黒瀬川国道橋梁(広大橋)下流側右岸付け根 呉市広文化町黒瀬川国道橋梁(広大橋)下流側左岸付け根 1から115度150メートルの所 アから201度20分の線と2から286度の線との交点	団体漁業権	呉市広横路1~4丁目, 広大広1・2丁目, 広石内1~4丁目, 広弁天橋町, 広三芦1・2丁目, 広中迫町, 広塩焼1・2丁目, 広町田1・2丁目, 広徳丸町, 広古新開1~9丁目, 広文化町, 広末広1・2丁目, 広本町1~3丁目, 広中新開1~3丁目, 広吉松1・2丁目, 広杭本町, 広駅前1・2丁目, 広大新開1~3丁目, 広両谷1~3丁目, 広白石1~4丁目, 広名田1・2丁目, 広白岳1~6丁目, 広津久茂町, 広長浜1~5丁目, 広黄幡町, 広小坪1・2丁目, 広中町, 広多賀谷1~3丁目, 阿賀南1丁目,
共Bな2	共第200号	第1種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市広長浜4丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 呉市広黄幡町広弾薬庫1号突堤の南側付け根 3から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点 広小坪西側船だまり北側護岸西角(河口左岸角) 広小坪と呉市仁方町との海岸線における境界(広小坪2丁目17-6番地南側標柱) 1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市広横路1~4丁目, 広大広1・2丁目, 広石内1~4丁目, 広弁天橋町, 広三芦1・2丁目, 広中迫町, 広塩焼1・2丁目, 広町田1・2丁目, 広徳丸町, 広古新開1~9丁目, 広文化町, 広末広1・2丁目, 広本町1~3丁目, 広中新開1~3丁目, 広吉松1・2丁目, 広杭本町, 広駅前1・2丁目, 広大新開1~3丁目, 広両谷1~3丁目, 広白石1~4丁目, 広名田1・2丁目, 広白岳1~6丁目, 広津久茂町, 広長浜1~5丁目, 広黄幡町, 広小坪1・2丁目, 広中町, 広多賀谷1~3丁目, 阿賀南1丁目,

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bな3	共第201号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市広長浜4丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、長浜港の区域及び共Bな4の区域を除く。 呉市広黄幡町石ヶ鼻南端 3から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点 広小坪西側船だまり北側護岸西角(河口左岸角) 広小坪と呉市仁方町との海岸線における境界(広小坪2丁目17-6番地南側標柱) 1から呉市阿賀町情島北端を見通す(218度)線と距岸150メートルの線との交点 4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市広横路1~4丁目, 広大広1・2丁目, 広石内1~4丁目, 広弁天橋町, 広三芦1・2丁目, 広中迫町, 広塩焼1・2丁目, 広町田1・2丁目, 広徳丸町, 広古新開1~9丁目, 広文化町, 広末広1・2丁目, 広本町1~3丁目, 広中新開1~3丁目, 広吉松1・2丁目, 広杭本町, 広駅前1・2丁目, 広大新開1~3丁目, 広両谷1~3丁目, 広白石1~4丁目, 広名田1・2丁目, 広白岳1~6丁目, 広津久茂町, 広長浜1~5丁目, 広黄幡町, 広小坪1・2丁目, 広中町, 広多賀谷1~3丁目, 阿賀南1丁目,
共Bな4	共第202号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市広長浜5丁目地先(アラメノ鼻)	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 アラメノ鼻 1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す(197度)線上200メートルの所	団体漁業権	呉市広横路1~4丁目, 広大広1・2丁目, 広石内1~4丁目, 広弁天橋町, 広三芦1・2丁目, 広中迫町, 広塩焼1・2丁目, 広町田1・2丁目, 広徳丸町, 広古新開1~9丁目, 広文化町, 広末広1・2丁目, 広本町1~3丁目, 広中新開1~3丁目, 広吉松1・2丁目, 広杭本町, 広駅前1・2丁目, 広大新開1~3丁目, 広両谷1~3丁目, 広白石1~4丁目, 広名田1・2丁目, 広白岳1~6丁目, 広津久茂町, 広長浜1~5丁目, 広黄幡町, 広小坪1・2丁目, 広中町, 広多賀谷1~3丁目, 阿賀南1丁目,
共Bに1	共第203号	第1種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市仁方町地先	区域 基点1 基点2 基点3	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び3・4を結んだ直線から下流の錦川の区域と5・6を結んだ直線から下流の汐込川の区域。ただし、仁方港棧橋に通じる航路の区域を除く。 呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界(広小坪2丁目17-6番地南側標柱) 仁方町と呉市川尻町との海岸線における境界 呉市仁方錦町錦川大師橋上流側右岸付け根から上流へ140メートルの所	団体漁業権	呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点4 基点5 基点6 ア イ	呉市仁方錦町錦川大師橋上流側左岸付け根から上流へ140メートルの所 呉市仁方本町3丁目汐込川港橋下流側右岸付け根 呉市仁方本町3丁目汐込川港橋下流側左岸付け根 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す(174度30分)線と距岸150メートルの線との交点		
共Bに2	共第204号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市仁方町戸田地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 仁方町と呉市広小坪との海岸線における境界(広小坪2丁目17-6番地南側標柱) 戸田宮の鼻 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から下蒲刈町大久保西の鼻を見通す(135度)線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通
共Bに3	共第205号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市仁方皆実町, 仁方本町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ	次の1ア, アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 仁方港棧橋に通じる航路の区域を除く。 仁方皆実町船だまり南側防波堤東側付け根 仁方本町3丁目舟川河口右岸角(汐込川河口左岸側船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い東へ75メートルの所) 呉市川尻町と呉市仁方町との海岸線における境界 仁方港旧フェリー乗り場敷地東角から護岸沿い北西へ100メートルの所(フェリー乗り場敷地北東角) 仁方本町3丁目汐込川河口左岸側船だまり西側防波堤突端 2から1を見通す線上250メートルの所 2から仁方町おつゆが鼻を見通す(183度30分)線と距岸150メートルの線との交点 3から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す(174度30分)線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通
共Bに4	共第206号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市仁方町戸田地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアエを結んだ直線とエウを距岸200メートルで結んだ線とウイを結んだ直線とイアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 戸田宮の鼻 仁方町おつゆが鼻 1から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す(135度)線と距岸30メートルの線との交点 2から仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す(60度)線と距岸30メートルの線との交点 2から仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す(60度)線と距岸200メートルの線との交点 1から大久保西の鼻を見通す(135度)線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通
共Bに5	共第207号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市仁方町地先	区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点1 ア	仁方町戸浜三黒鼻北西端 1から仁方町重岩護岸突端の灯台を見通す線上600メートルの所		
共Bぬ1	共第208号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市川尻町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(川尻町女猫島を含む)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4、5・6をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、川尻町柏島距岸150メートルの区域を除く。 呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界 川尻町神田造船所敷地南角(大才川河口左岸角) 川尻町西1丁目江の川江の川大橋下流側右岸付け根 川尻町西1丁目江の川江の川大橋下流側左岸付け根 川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側右岸付け根 川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側左岸付け根 1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から神田造船所南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市川尻町
共Bぬ2	共第209号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市川尻町、安浦町 安登地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4、4エ、エウを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 川尻町神田造船所敷地南側護岸東端(道路護岸との接点)から護岸沿い南西へ60メートルの所 安浦町三津口と安登との海岸線における境界(カジ石の鼻から南へ1番目の鼻) 安浦町仕形仕形川河口右岸角 安浦町仕形仕形川河口左岸角から護岸沿い東へ13メートルの所 1から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点 2から安浦町横島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エから207度の線と最大高潮時海岸線との交点 4から140度130メートルの所	団体漁業権	呉市川尻町
共Bぬ3	共第210号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市川尻町柏島地 先	区域	柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市川尻町
共Bぬ4	共第211号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市川尻町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(川尻町女猫島を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、川尻町柏島距岸150メートルの区域を呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界 川尻町神田造船所敷地南角(大才川河口左岸角) 川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側右岸付け根 川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側左岸付け根 1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	呉市川尻町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ	2から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点		
共Bぬ5	共第212号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市川尻町, 安浦町 安登地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ オ カ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ線とエカを結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、7・8, 8カ, カオを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって川尻町神田造船所敷地南側護岸東端(道路護岸との接点)から護岸沿い南西へ60メートルの所川尻町小用と川尻町東2丁目との海岸線における境界安浦町安登一本松の鼻安浦町横島南端安浦町横島北端安浦町三津口と安登との海岸線における境界(カジ石の鼻から南へ1番目の鼻)安浦町仕形仕形川河口右岸角安浦町仕形仕形川河口左岸角から護岸沿い東へ13メートルの所1から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点2から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点2から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点3から4を見通す線と距岸300メートルの線との交点カから270度の線と最大高潮時海岸線との交点7から140度130メートルの所	団体漁業権	呉市川尻町
共Bぬ6	共第213号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市川尻町柏島地先	区域	柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Bぬ7の区域を除く。	団体漁業権	呉市川尻町
共Bぬ7	共第214号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市川尻町地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域川尻町岩戸胡子神社の鼻1から川尻町柏島北西端を見通す線上400メートルの	団体漁業権	呉市川尻町
共Bぬ8	共第215号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	呉市川尻町女猫島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域川尻町小仁方アジが浜南の鼻(女猫島の対岸)川尻町犬戻ヶ鼻1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線上400メートルの所2から呉市蒲刈町ねずみ石(立岩から西に1番目の鼻)を見通す線上400メートルの所	団体漁業権	呉市川尻町, 下蒲刈町, 蒲刈町, 仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通
共Bぬ1	共第216号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市安浦町横島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域横島北端横島東端1から安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻(三津口と安登との海岸線における境界)を見通す線と距岸100メートルの線との交点2から安浦町馬島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	呉市安浦町三津口, 内海

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bね2	共第217号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市安浦町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(安浦町柏島, 安浦町馬島, 安浦町小熊島距岸300メートル並びに安浦町碓磯及び安浦町アミダ磯を中心とした半径250メートルの円弧によって囲まれた区域を含む。)300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエを結んだ直線から下流の野呂川の区域。ただし, 次の除外区域を除く。 安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻(三津口と安登との海岸線における境界) 安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界 1から安浦町横島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 安浦町野呂川安浦大橋下流側右岸付け根 安浦町野呂川安浦大橋下流側左岸付け根	団体漁業権	呉市安浦町三津口, 内海
共Bね3	共第218号	第1種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ	次のアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ, ウエを結んだ2直線とエオを安浦町馬島, 安浦町小熊島の北側距岸及び安浦町柏島の東側距岸300メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域 安浦町仏崎(護岸の排水管の所) 安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界 柏島北端 馬島三台石 1から3を見通す線と距岸300メートルの線との交点 2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と4から安芸津町小芝島南端を見通す線との交点 4から小芝島南端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 3から1を見通す線と距岸300メートルの線との交点	団体漁業権	呉市安浦町三津口, 内海
共Bね4	共第219号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市安浦町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ エ オ カ	次の1・2を結んだ直線と3ア, アイ, イウ, ウエ, エ5を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 6オ, オカ, カ7を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻(三津口と安登との海岸線における境界) 安浦町横島北端 安浦町横島東端 安浦町馬島南端 安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界 安浦町小日之浦池の北西側樋門中央から護岸沿い南東へ38メートルの所 6から330度97メートルの所 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上500メートルの所 4から大崎上島町来島西端を見通す線上200メートル 4から津久賀島北西端を見通す線上300メートルの所 5から来島東端を見通す線上500メートルの所 6から70度135メートルの所 オから340度95メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町三津口, 内海
共Bね5	共第220号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	呉市安浦町内海地先	区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と護岸とによって囲まれた野呂川, 中切川, 中畑川の区域	団体漁業権	呉市安浦町三津口, 内海

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8	安浦町中畑川八千代橋下流側右岸付け根 安浦町中畑川八千代橋下流側左岸付け根 安浦町野呂川内海大橋下流側右岸付け根 安浦町野呂川内海大橋下流側左岸付け根 安浦町中切川住吉橋下流側右岸付け根 安浦町中切川住吉橋下流側左岸付け根 安浦町野呂川安浦大橋上流側右岸付け根 安浦町野呂川安浦大橋上流側左岸付け根		
共Bね6	共第221号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から7月31日まで	呉市安浦町地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 安浦町カジ石の鼻 1から124度300メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町三津口, 内海
共Bの1	共第222号	第1種共同漁業	なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市豊町, 豊浜町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 基点11 基点12 基点13 基点14 基点15 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソタ, タチ, チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 豊町大長初崎 愛媛県今治市岡村島戸町鼻 大長中ノ島(大島)南東端の鼻 大長小島東側エビスガモト鼻 大長小島南端 豊町御手洗の北東端 岡村島観音崎 豊浜町齋島南東端 豊浜町齋島南西端 豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高 豊浜町尾久比島重子岩 豊浜町豊島南西端から北へ1番目の鼻 豊浜町豊島代間飛石 豊浜町豊島北端 豊町三角島カセイ鼻 1から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中 2から304度30分170メートルの所 3から岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点 4から44度の線の対岸との中央点 5から岡村島白濁力ナクソ鼻を見通す線上180メートル 6からカナクソ鼻を見通す線の中央点 7から愛媛県小安居島の高を見通す線上600メートル 8から174度500メートルの所 9から219度600メートルの所 10から264度400メートルの所 10から呉市蒲刈町大子島南西端を見通す線の中央点 11から大子島北東端を見通す線の中央点 12から大子島北東端を見通す線の中央点 13から264度の線の対岸との中央点 14から呉市川尻町柏島南端を見通す線上400メートル 14から大崎上島町来島東端を見通す線上400メートル 15から大崎上島町大串と明石との海岸線における境界を見通す線の中央点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの2	共第223号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	呉市豊町, 豊浜町地先	区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソタ, タチ, チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域及び共Bの4, 共Bの5, 共Bの6, 共Bの7, 共Bの8, 共Bの9, 共Bの10, 共Bの11, 共Bの12の区域を除く。	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点1 豊町大長初崎 基点2 愛媛県今治市岡村島戸町鼻 基点3 大長中ノ島(大島)南東端の鼻 基点4 大長小島東側エビスガモト鼻 基点5 大長小島南端 基点6 豊町御手洗の北東端 基点7 岡村島観音崎 基点8 豊浜町齋島南東端 基点9 豊浜町齋島南西端 基点10 豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高 基点11 豊浜町尾久比島重子岩 基点12 豊浜町豊島南西端から北へ1番目の鼻 基点13 豊浜町豊島代間飛石 基点14 豊浜町豊島北端 基点15 豊町三角島カセイ鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中 イ 2から304度30分170メートルの所 ウ 3から岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点 エ 4から44度の線の対岸との中央点 オ 5から岡村島白濁カナクソ鼻を見通す線上180メートル カ 6からカナクソ鼻を見通す線の中央点 キ 7から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線上600 ク メートルの所 ケ 8から174度500メートルの所 コ 9から219度600メートルの所 サ 10から264度400メートルの所 シ 10から呉市蒲刈町大子島南西端を見通す線の中央点 ス 11から大子島北東端を見通す線の中央点 セ 12から大子島北東端を見通す線の中央点 ソ 13から264度の線の対岸との中央点 タ 14から呉市川尻町柏島南端を見通す線上400メートル チ 15から大崎上島町来島東端を見通す線上400メートル 15から大崎上島町大串と同町明石との海岸線における境界を見通す線の中央点		
共Bの3	共第224号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町三角島地先(だんの洲)	区域 次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊町三角島北端(丸石) 基点2 呉市豊浜町大浜野賀の鼻 ア 1から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの4	共第225号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町豊島地先(山崎漁場)	区域 次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊浜町豊島北端 ア 1と呉市川尻町柏島南東端を結ぶ延長線と呉市豊町久比ぼうじの鼻と豊町三角島カメンドの鼻を結ぶ延長線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの5	共第226号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町尾久比島地先(のんどろ漁)	区域 次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊浜町鴨瀬燈標 ア 1と呉市下蒲刈町下黒島の高を結ぶ延長線と豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの6	共第227号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町齋島地先(ごうの洲漁場)	区域 次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 齋島南東端	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

						ア	1から呉市豊町沖友神の鼻を見通す線と豊浜町豊島内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根と豊浜町大浜野賀の鼻を結ぶ延長線との交点		
共Bの7	共第228号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町豊島地先(山崎洲漁場)	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 豊島山崎串が鼻(山崎地区北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ13メートルの排水管の所) 1から豊浜町三角島長崎鼻を見通す線の中央点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの8	共第229号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町豊島小田地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 豊島小田防波堤突端 豊浜町尾久比島内浜中の鼻 1から254度の線と2から呉市蒲刈町笹島東端を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの9	共第230号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町豊島高草地先(高草洲)	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 豊島高草(豊島南端) 1から豊浜町雀磯の高を見通す線の中央点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの10	共第231号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町尾久比島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 豊浜町豊島南西端 尾久比島吹揚の鼻 1から豊浜町齋島東端を見通す線と2から豊浜町大浜野賀の鼻を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの11	共第232号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町尾久比島地先(黒岩洲)	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 尾久比島の高(95メートル) 1から105度の線と呉市豊町三角島76高地と豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根を結ぶ延長線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの12	共第233号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町尾久比島地先(がけの下漁)	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 尾久比島カレイの鼻 1と豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高を結ぶ延長線と豊浜町豊島王子埋立地南側付け根と豊田郡大崎上島町大崎上島232メートルの高を結ぶ延長線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの13	共第234号	第4種共同漁業	たい寄魚 鳥付きこぎ釣	5月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで	呉市豊浜町尾久比島地先(下碓漁場)	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 尾久比島カレイの鼻 豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高 尾久比島吹揚の鼻 1から豊浜町齋島北東端を見通す線上1,000メートルの1から愛媛県松山市安居島北西端を見通す線上1,000メートルの所 2から呉市下蒲刈町上黒島南端を見通す線上400メートルの所 3から308度800メートルの所	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの14	共第235号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町三角島地先(だんの洲)	区域 基点1 基点2	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、共Bの3の区域を除く。 呉市豊町三角島北端(丸石) 豊浜町大浜野賀の鼻	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの15	共第236号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊町久比地先	ア 区域	1から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点 次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			すずき寄魚	1月1日から12月31日まで		基点1 基点2 ア	豊町鍋島西端 豊町久比ぼうじの鼻 1から豊町三角島明神鼻を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点		
共Bの16	共第237号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸80メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域 豊浜町豊島北端 豊浜町豊島高山の鼻(豊島港棧橋北側付け根から護岸沿いに北へ18メートルの護岸角) 豊浜町三角島長崎鼻 呉市豊町三角島カメンドの鼻 豊浜町立花と豊町との海岸線における境界 豊町久比西の鼻 1から5を見通す線と3から2を見通す線との交点 3から2を見通す線と距岸80メートルの線との交点 4から6を見通す線と距岸80メートルの線との交点 6から4を見通す線と距岸80メートルの線との交点 5から1を見通す線と距岸80メートルの線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの17	共第238号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町大浜地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1ア, ア4, 4イ, イ2を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 豊浜町大浜馬乗西鼻 豊浜町大浜野賀の鼻 豊浜町大浜黒ドウワ 豊浜町豊島観音平 1から258度の線と4から豊浜町齋島いかりの鼻(北西端)を見通す線との交点 2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線と3から4を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの18	共第239号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町大浜地先(馬乗漁場)	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 豊浜町大浜馬乗西端 豊浜町大浜と呉市豊町との海岸線における境界 豊町沖友港西側防波堤南側付け根 豊町御手洗蒲野鼻防波堤西側付け根 1から258度600メートルの所 1から豊浜町齋島北西端を見通す線上1,300メートルの所 2から160度1,400メートルの所 3から愛媛県今治市波方町大角鼻を見通す線と4から齋島みやまの鼻(北東端)を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの19	共第240号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町齋島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 齋島北西端 齋島北東端 1から豊浜町大浜馬乗西鼻を見通す線と2から3度の線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの20	共第241号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町尾久比島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 尾久比島カレイの鼻 豊浜町大浜鯨磯の鼻 1から豊浜町齋島の北東端を見通す線と2から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bの21	共第242号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	呉市豊浜町尾久比島地先(のんどろ漁)	区域 基点1	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 尾久比島カレイの鼻	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点2 ア	豊浜町大浜野賀の鼻 1から134度の線と2から愛媛県松山市安居島南東端 を見通す線との交点		
共Bの22	共第243号	第4種共同漁業	たい寄魚 鳥付きこぎ釣	5月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで	呉市豊浜町齋島地先	区域	齋島距岸400メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市豊浜町, 豊町
共Bは1	共第244号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 風早, 小松原地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界 安芸津町風早と安芸津町三津との海岸線における境 1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸 250メートルの線との交点 2から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸 250メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは2	共第245号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 小芝島地先	区域	小芝島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは3	共第246号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 大芝島地先	区域	大芝島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは4	共第247号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 龍王島地先	区域	龍王島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは5	共第248号	第1種共同漁業	なまこ	11月1日から翌年3月31日まで	東広島市安芸津町 龍王島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイを結んだ直線とイウを安芸津町大芝島北側距岸100メートルで結んだ線とウエ, エオ, オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし, 共Bは4の区域 安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町風早安芸津干拓地護岸南西角 安芸津町小松原戸町鼻南端 3から105度200メートルの所 3から105度の線と大芝島距岸100メートルの線との交 1から大芝島バイヤの鼻を見通す線と大芝島距岸100メートルの線との交点 1から大芝島バイヤの鼻を見通す線と2から安芸津町鼻線島南端を見通す線との交点 2から鼻線島南端を見通す線と1からアを見通す線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは6	共第249号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 風早, 小松原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ	次の1ア, アイ, イウ, ウエを結んだ4直線とエオを安芸津町大芝島東側距岸400メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界 安芸津町小芝島南西端 安芸津町小芝島南東端 安芸津町大芝島南端(法面防護柵中央の線を南に延長した線と護岸との交点(排水管中央)) 安芸津町風早と三津との海岸線における境界 1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所 2から安浦町馬島東端を見通す線上200メートルの所 3から来島東端を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						エ オ	4から大崎上島町大串七々見塚崎の鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点 5から大芝島バイヤの鼻を見通す線と大芝島の距岸400メートルの線との交点		
共Bは7	共第250号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町風早, 小松原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次の1ア, ア2を結んだ2直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 安芸津町小松原戸鼻南端 安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤南側付け根 安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤南側付け根 1から105度200メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは8	共第251号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町大芝島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを大芝島距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを大芝島南側距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大芝島西端(石積み防波堤西側付け根から南へ35メートルの排水口中央) 大芝島北東端(地蔵鼻) 1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸100メートルの線との交点 2から安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 2から安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは9	共第252号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町龍王島地先	区域	龍王島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは10	共第253号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	東広島市安芸津町風早地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア	次の1・2を結んだ直線と3ア, ア4を結んだ2直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 安芸津町高野川JR呉線鉄橋下流側右岸付け根 安芸津町高野川JR呉線鉄橋下流側左岸付け根 安芸津町高野川東の小川河口左岸護岸南東端 安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ190メートルの所(曲がり角) 安芸津町風早安芸津干拓地北西側森尾水産作業場埋立地南西角 4から5を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは11	共第254号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	東広島市安芸津町風早地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 安芸津町観音川JR呉線鉄橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ78メートルの所 安芸津町観音川JR呉線鉄橋上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ62メートルの所 観音川の右岸と国道との上流側交点 観音川の左岸と国道との上流側交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bは12	共第255号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 4から護岸沿い上流へ43メートルの橋の下流側左岸付け根 4から護岸沿い上流へ43メートルの橋の下流側右岸付け根 安芸津町太郎水川の右岸と国道との上流側交点 安芸津町太郎水川の左岸と国道との上流側交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bは13	共第256号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	東広島市安芸津町 風早地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ	次の1・2を結んだ直線と3ア、アイ、イ4を結んだ3直線と護岸とによって囲まれた区域 安芸津町蛇道川蓼原橋(国道)上流側右岸付け根から上流へ62メートルの橋の下流側右岸付け根 安芸津町蛇道川蓼原橋(国道)上流側右岸付け根から上流へ62メートルの橋の下流側左岸付け根 安芸津町蛇道川右岸と蓼原橋との下流側交点 安芸津町風早本庄鉄工(有)作業所南西角 安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ200メートルの所(曲がり角) 安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤と港湾埋立地との北側交点 3から5を見通す線上70メートルの所 4から6を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
共Bひ1	共第257号	第1種共同漁業	なまこ	11月1日から翌年3月31日まで	東広島市安芸津町 地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5エ、エオ、オ6を結んだ3直線と木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。 安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町木谷赤崎鼻 安芸津町と竹原市との海岸線における境界 安芸津町龍王島西端 安芸津町木谷西防波堤突端 安芸津町木谷東防波堤突端 1から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 2から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 3から大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートル 5から214度400メートルの所 6から217度320メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ2	共第258号	第1種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(安芸津町鼻線島を含む)300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と5・6を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3ウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ直線とエ4を結んだ直線と木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。 安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町と竹原市との海岸線における境界 安芸津町木谷西防波堤突端 安芸津町木谷東防波堤突端 安芸津町三津大川JR鉄橋下流側右岸付け根 安芸津町三津大川JR鉄橋下流側左岸付け根 1から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 2から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線と距岸300メートルの線との交点 3から214度の線と距岸300メートルの線との交点 4から217度の線と距岸300メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ3	共第259号	第1種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 藍之島地先	区域	藍之島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ4	共第260号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町 唐船島地先	区域	唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bひ5	共第261号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ オ	次の1ア, アイ, イウ, ウ3を結んだ4直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 5エ, エオ, オ6を結んだ3直線と木谷西防波堤, 東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町木谷赤崎鼻 安芸津町と竹原市との海岸線における境界 安芸津町龍王島西端 安芸津町木谷西防波堤突端 安芸津町木谷東防波堤突端 安芸津町三津大川三津大橋下流側右岸付け根 安芸津町三津大川三津大橋下流側左岸付け根 1から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 2から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 3から大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートル 5から214度400メートルの所 6から217度320メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ6	共第262号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町唐船島地先	区域	唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ7	共第263号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町藍之島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ	次のアイ, イエ, エオ, オアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町風早安芸津町干拓地護岸(旧護岸)南西角 安芸津町龍王島西端 安芸津町木谷赤崎鼻 安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根 1から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と2から安芸津町鼻線島南端を見通す線との交点 1から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と3から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 4から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 5から津久賀島西端を見通す線とイウを結んだ線との5から津久賀島西端を見通す線と2から鼻線島南端を見通す線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ8	共第264号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷赤崎地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ	次の1ア, アウ, ウエ, エオ, オ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 木谷矢野川暗渠中央から護岸沿い南へ50メートルの木谷赤崎鼻 木谷と竹原市との海岸線における境界 木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角 安芸津町三津と風早との海岸線における境界 安芸津町龍王島西端 1から安芸津町安芸津港灯台を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線との交点 5から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と6から津久賀島西端を見通す線との交点 4から津久賀島東端を見通す線とイエを結んだ線との2から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 3から大崎町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bひ9	共第265号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	東広島市安芸津町三津地先	区域 基点1 基点2	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸によって囲まれた区域 安芸津町三津大川三津大橋上流側右岸付け根 安芸津町三津大川三津大橋上流側左岸付け根	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点3 基点4	安芸津町三津大川JR鉄橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所 安芸津町三津大川JR鉄橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所		
共Bひ10	共第266号	第2種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	東広島市安芸津町木谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 木谷小学校西側護岸延長線と安芸津町郷川右岸との郷川河口左岸角 郷川蚊竜橋下流側右岸付け根 郷川蚊竜橋下流側左岸付け根	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
共Bふ1	共第267号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, ケケ, ケ7を結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 8コ, コサ, サシ, シ9を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く 大崎上島町木江と東野との海岸線における境界 大崎上島町木江木江港一文字防波堤燈台 大崎上島町沖浦野賀の鼻 大崎上島町沖浦中の鼻 大崎上島町沖浦城の鼻 大崎上島町明石香勾鼻 大崎上島町明石と大串との海岸線における境界 大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角 大崎上島町明石草木丸小鼻の西端 1から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上500メートルの所 2から112度の線と4から今治市神殿島の高を見通す線との交点 3から今治市福島西端を見通す線と4から神殿島の高を見通す線との交点 4から福島西端を見通す線の中央点 4から今治市柏島西端を見通す線と今治市大下島ナブチ鼻から大横島西端を見通す線との交点 4から大下島ナブチ鼻を見通す線の中央点 5から179度の線と今治市岡村島正月鼻から力を見通す線との交点 6から岡村島戸町鼻を見通す線の中央点 7から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上500メートルの所 8から総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点 コから三角島カメンド鼻を見通す(232度)線上130メートルの所 サから140度の線と9から豊町鍋島の高を見通す(232度)線との交点	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ2	共第268号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 3ウ, ウエ, エオ, オ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共Bふ3, 共Bふ4, 共Bふ5, 共Bふ6, 共Bふ8を除く 大崎上島町木江と東野との海岸線における境界 大崎上島町明石と大串との海岸線における境界 大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角 大崎上島町明石草木丸小鼻の西端 1から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ ウ エ オ	2から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 3から総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点 ウから三角島カメンド鼻を見通す(232度)線上130メートルの所 エから140度の線と4から豊町鍋島の高を見通す(232度)線との交点		
共Bふ3	共第269号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 明石地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 明石香勾鼻 1から呉市豊町平羅島北西端を見通す線上400メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ4	共第270号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 沖浦地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 沖浦城の鼻 1から154度320メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ5	共第271号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 沖浦地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 沖浦旧木江中学校敷地南西角南側の荷揚場護岸排水口中央 1から174度450メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ6	共第272号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 沖浦地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 沖浦草山鼻(護岸排水口の所) 1から174度450メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ7	共第273号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 沖浦地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 沖浦観音鼻 1から124度600メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ8	共第274号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 沖浦地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 沖浦中の浦鼻 1から144度500メートルの所(チシャゴ礁)	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ9	共第275号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 明石地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 明石香勾鼻 1から128度400メートルの所(黒洲)	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bふ10	共第276号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 沖浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸400メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沖浦中の浦鼻 沖浦観音鼻 1から愛媛県今治市福島西端を見通す線と距岸400メートルの線との交点 2から今治市小大下島明神鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点	団体漁業権	豊田郡大崎上島町木江, 沖浦, 明石
共Bへ1	共第277号	第1種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 来島地先	区域	来島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bへ2	共第278号	第1種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 津久賀島地先	区域	津久賀島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ3	共第279号	第1種共同漁業	あさり なまこ さざえ あわび類 かき ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 東野, 中野, 原田, 大串地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 基点11 基点12 基点13 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, ケケ, ケコ, コサ, サ11を結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び12・13を結んだ直線から下流の原田川の区域。ただし, 昭和48年農林省告示第99号の保護水面区域及び次の除外区域を除く。 大崎上島町大串と明石の海岸線における境界 大崎上島町大串入道鼻 大崎上島町大串塚崎の鼻 大崎上島町中野と原田との海岸線における境界(瀬井の鼻) 大崎上島町津々木島の高(西から2番目の高) 大崎上島町折免島南西端の鼻 大崎上島町臼島山尾崎の鼻 大崎上島町契島北端 大崎上島町生野島白州鼻 大崎上島町東野鯨崎港東口灯台(鯨崎の鼻) 大崎上島町東野と木江との海岸線における境界 大崎上島町中野原田川大崎郵便局前の橋(かいかんはし)下流側左岸付け根 大崎上島町中野原田川大崎郵便局前の橋(かいかんはし)下流側右岸付け根 1から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所 2から大崎上島町来島南端を見通す線上200メートル 3から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所 4から安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所 5から藍之島東端を見通す線上200メートルの所 6から安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの所 7から竹原市吉名町碓島の高を見通す線上200メートルの所 8から吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所 9から竹原市阿波島北端を見通す線上200メートルの所 10から竹原市小久野島北端を見通す線上1,500メートルの所 11から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上500メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ4	共第280号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 来島地先	区域	来島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ5	共第281号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 津久賀島地先	区域	津久賀島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ6	共第282号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 中野, 大串, 原田地	区域 基点1 基点2 基点3	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ4を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大崎上島町大串と明石との海岸線における境界 大崎上島町大串入道鼻 大崎上島町大串塚崎の鼻	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点4 ア イ ウ エ	大崎上島町原田と中野との海岸線における境界 1から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所 2から大崎上島町来島南端を見通す線上200メートル 3から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所 4から安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所		
共Bへ7	共第283号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 中野地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	次の1ア, アイ, イウ, ウ3, 3・4を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 大崎上島町中野と原田との海岸線における境界 大崎上島町津々木島の高(西から2番目の高) 大崎上島町折免島南西端 大崎上島町東野と中野との海岸線における境界 1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所 2から藍之島東端を見通す線上200メートルの所 3から安芸津町唐船島南端を見通す線上1,500メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ8	共第284号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 東野地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ	次の1・2, 2・3を結んだ2直線と4ア, ア5, 5イを結んだ3直線とイウを契島南回りに距岸150メートルで結んだ線とウ7, 7・8, 8・9を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域及び次の除外区域を大崎上島町東野と中野との海岸線における境界 大崎上島町折免島南西端の鼻 大崎上島町箕島南西端の鼻 大崎上島町箕島西端の鼻 大崎上島町臼島山尾崎の鼻 大崎上島町契島南端 大崎上島町生野島白洲鼻 大崎上島町生野島金仏鼻 大崎上島町大琴島北東の鼻 5から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線上500メートルの所 5から6を見通す線と契島距岸150メートルの線との交 6から7を見通す線と契島距岸150メートルの線との交	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ9	共第285号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 東野地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大崎上島町大琴島北東の鼻 大崎上島町生野島金仏鼻 大崎上島町東野鮎崎港東口灯台(鮎崎の鼻) 大崎上島町東野と木江との海岸線における境界 2から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルのアから愛媛県今治市神殿島北東端を見通す線上2,400メートルの所 3から神殿島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 4から今治市大横島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ10	共第286号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 唐島地先	区域	唐島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bへ11	共第287号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 東野地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ エ オ	次の1・2, 2ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オ7を結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域, 大崎上島町契島の距岸150メートルの区域及び次の除外区域を除く。 大崎上島町東野と中野との海岸線における境界 大崎上島町折免島南西端の鼻 大崎上島町臼島山尾崎の鼻 大崎上島町契島北端 大崎上島町生野島白洲鼻 大崎上島町生野島金仏鼻 大崎上島町大琴島北東の鼻 2から東広島市安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの所 3から竹原市吉名町碓島の高を見通す線上200メートルの所 4から吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所 5から竹原市阿波島北端を見通す線上200メートルの所 6から阿波島北端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ12	共第288号	第4種共同漁業	たい寄魚	5月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 中野向山地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次の1・2を結んだ直線と3ア, ア4を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 向山明神崎 大崎上島町長島南端 大崎上島町長島旧棧橋護岸南東角 向山刀崎 4から長島北東端(カメ鼻)を見通す線上300メートルの	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bへ13	共第289号	第4種共同漁業	たい寄魚	5月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町 東野地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次の1・4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 大崎上島町小琴島北端 大崎上島町東野盛谷北防波堤東側付け根 大崎上島町生野島塔の鼻 大崎上島町生野島加賀波の東鼻	団体漁業権	豊田郡大崎上島町東野, 中野, 大串
共Bほ1	共第290号	第1種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市吉名町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウ, ウオ, オカ, カ4を結んだ6直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 6キ, キ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界 吉名町太郎鼻 吉名町貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ250メートルの所 吉名町貯木場防波堤南側付け根から海岸沿い南へ16メートルの所 竹原市下野町ハチ岩の高 7から89度の線と最大高潮時海岸線との交点 竹原市吉名町1の12の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ60メートルの所 吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根 吉名町郷川便利橋下流側左岸付け根 1から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所 2から吉名町碓島の灯台を見通す線上200メートルの 3から大崎上島町生野島の高を見通す線上350メートルの所 5から生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						オ カ キ	ウからエを見通す線上200メートルの所 4から50度500メートルの所 7から112度126メートルの所		
共Bほ2	共第291号	第1種共同漁業	さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市吉名町碓島地先	区域	碓島の高を中心とした半径100メートルの円周と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ3	共第292号	第1種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市竹原町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ カ	次の1ア, アイ, イウ, ウ6を結んだ4直線と3・4, 4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, エオ, オカ, カ5を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた竹原市下野町月見鼻 竹原市下野町ハチ岩の高 竹原町明神防波堤南側付け根 竹原町明神防波堤突端 竹原町の場の鼻から北へ2番目の鼻(石積み防波堤の西側付け根) 竹原市港町5丁目と竹原市高崎町との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側左岸付け根 高崎町高崎三等三角点(標高179.6メートル) 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す(152度)線上450メートルの所 2から生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所 6から大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所 9から253度59分00秒761.0メートルの所 エから255度00分26秒72.5メートルの所 オから298度39分51秒184.2メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ4	共第293号	第1種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市高崎町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 高崎町と竹原市港町5丁目との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ109メートルの所 1から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から120度の線と距岸200メートルの線との交点 2から竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ5	共第294号	第1種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市高崎町阿波島地先	区域	阿波島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ6	共第295号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町地先	区域	次の1ア, アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 竹原市忠海東町5623-9, 同5624-1, 同5624-6, 同5624-7と重複する区域を除く。	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			なまこ えむし ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ	忠海町明神川河口左岸角(東側)から護岸沿い東へ75メートルの所 忠海町火山の鼻 忠海町と三原市との海岸線における境界 忠海町JR呉線忠海港橋梁の南東付け根 忠海町JR呉線忠海港橋梁の南西付け根 1から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所 2から松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 3から今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点		
共Bほ7	共第296号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町小久野島地先	区域	小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ8	共第297号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町大久野島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1ア, アイ, イウ, ウ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ24メートルの所 大久野島南東側防波堤東側付け根東側護岸パラペット上の環境庁金属標 大久野島南東側棧橋用地南東角 3から208度14分33.880メートルの所 2から58度37分146.448メートルの所 3から83度43分138.230メートルの所 3から191度32分46.901メートルの所	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ9	共第298号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	竹原市吉名町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ	次の1ア, アイ, イウ, ウオ, オカ, カ4を結んだ6直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6キ, キ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びつぼ網漁業については、3ウを結んだ直線から東側の区域を除く。 竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界 吉名町太郎鼻 吉名町貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ250メートルの所 吉名町貯木場防波堤南側付け根から海岸沿い南へ16メートルの所 竹原市下野町ハチ岩の高 7から89度の線と最大高潮時海岸線との交点 竹原市吉名町1の12の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ60メートルの所 吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ125メートルの護岸角 8から40度の線と郷川左岸との交点 1から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所 2から吉名町碓島の灯台を見通す線上200メートルの 3から大崎上島町生野島の高を見通す線上350メートルの所 5から生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの ウからエを見通す線上200メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						カキ	4から50度500メートルの所 7から112度126メートルの所		
共Bほ10	共第299号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市吉名町碓島地先	区域	碓島の高を中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ11	共第300号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市竹原町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ カ	次の1ア, アイ, イウ, ウ6を結んだ4直線と3・4, 4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, エオ, オカ, カ5を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた竹原市下野町月見鼻 竹原市下野町ハチ岩の高 竹原町明神防波堤南側付け根 竹原町明神防波堤突端 竹原町的場の鼻から北へ2番目の鼻(石積み防波堤の西側付け根) 竹原市港町5丁目と竹原市高崎町との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流右岸付け根 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流左岸付け根 高崎町高崎三等三角点(標高179.6メートル) 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す(152度)線上450メートルの所 2から生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの6から大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所 9から253度59分00秒761.0メートルの所 エから255度00分26秒72.5メートルの所 オから298度39分51秒184.2メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ12	共第301号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市高崎町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ, ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 高崎町と竹原市港町5丁目との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ109メートルの所 1から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から120度の線と距岸200メートルの線との交点 2から竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ13	共第302号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市高崎町地先(モンテの洲)	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 竹原市竹原町的場の鼻 高崎町阿波島源氏ヶ鼻 1から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通すと2から大崎上島町臼島北端を見通す線との交点	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ14	共第303号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市高崎町阿波島地先	区域	阿波島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	竹原市
共Bほ15	共第304号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市高崎町地先(沖の洲)	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域。ただし2から竹原市忠海町猿ヶ鼻を見通す線の100メートル北側に平行に引いた直線より北の高崎町城山の鼻(竹原みかん選果場前) 高崎町阿波島源氏ヶ鼻から東へ3番目の鼻 1から忠海町小久野島南端を見通す線と2から猿ヶ鼻を見通す線との交点	団体漁業権	竹原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Bほ16	共第305号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ	次の1ア, アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、竹原市忠海東町5623-9, 同5624-1, 同5624-6, 同5624-7と重複する区域及び共Bほ22の区域を除く。竹原市忠海長浜3丁目明神川河口左岸角(東側)から護岸沿い東へ75メートルの所 竹原市忠海長浜3丁目火山の鼻 竹原市と三原市との海岸線における境界 竹原市JR呉線忠海港橋梁の南東付け根 竹原市JR呉線忠海港橋梁の南西付け根 1から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所 2から松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 3から今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ17	共第306号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町小久野島地先	区域	小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ18	共第307号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町大久野島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1ア, アイ, イウ, ウ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共Bほ23, 共Bほ24の区域を除く。大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ24メートルの所 大久野島南東側防波堤東側付け根東側護岸パラペット上の環境庁金属標 大久野島南東側棧橋用地南東角 3から208度14分33.880メートルの所 2から58度37分146.448メートルの所 3から83度43分138.230メートルの所 3から191度32分46.901メートルの所	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ19	共第308号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	竹原市竹原町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸250メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 竹原市下野町月見鼻 竹原町明神赤鼻 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸50メートルの線との交点 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸250メートルの線との交点 2から生野島金仏鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 2から生野島金仏鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ20	共第309号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	竹原市竹原町地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 竹原市下野町ハチ岩の高 1から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上700メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町
共Bほ21	共第310号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	竹原市竹原町明神赤鼻地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 明神赤鼻 1から豊田郡大崎上島町生野町の高を見通す線上1,000メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町, 竹原町, 高崎町, 港町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

共Bほ22	共第311号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 竹原市忠海床浦1丁目城山の鼻 竹原市忠海東町1丁目冠山の高 2から忠海町大久野島北端(弥左工門崎)を見通す線と1から忠海町大谷鼻を見通す線との交点	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ23	共第312号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町大久野島地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 大久野島南端灯台 1から263度30分40メートルの所	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ24	共第313号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町大久野島地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径90メートルの円周によって囲まれた区域 大久野島北端(弥左工門崎) 1から102度500メートルの所	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ27	共第316号	第4種共同漁業	たい寄魚	2月1日から4月30日まで	竹原市高崎町阿波島地先	区域 基点1	次の1を中心とした半径500メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 阿波島白馬岬	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Bほ28	共第317号	第4種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	竹原市忠海町大久野島地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 大久野島南東端(三ツ石北側) 1から愛媛県今治市四十島の北端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	竹原市忠海中町, 忠海床浦, 忠海東町, 忠海長浜
共Cあ1	共第318号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市幸崎町, 須波町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オカを結んだ4直線とカキを幸崎町有竜島南側距岸150メートルで結んだ線とキクを距岸300メートルで結んだ線とク4を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 三原市と竹原市との海岸線における境界 三原市幸崎町能地能地漁港西埋地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 1から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 2から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 2から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所 3から瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所 3から瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所 3から有竜島の西端を見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点 有竜島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との東側交点 4から三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ2	共第319号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	三原市幸崎町有竜島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアイ, イウを結んだ2直線とウエを有竜島距岸150メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根 有竜島南端 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ ウ エ	1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所 1から有竜島西端を見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点 2からアを見通す線と有竜島距岸150メートルの線との		
共Cあ3	共第320号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市須波地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 基点11 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ	次の3ア、アイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサシを距岸200メートルで結んだ線とシ11を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 2から護岸沿い北へ250メートルの所 三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角 三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの三原市須波1丁目若宮神社鳥居の中央 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根(道路護岸との接点) 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北東角から護岸沿い南へ150メートルの護岸角 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地北側付け根(新旧護岸境界) 三原市須波西1丁目須波海浜公園の北側海浜の南の護岸内角 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 2から135度50メートルの所 1から135度50メートルの所 1から135度の線とエから34度30分の線との交点 4から三原市鷺浦町宿禰島北端を見通す線上100メートルの所 4から三原市鷺浦町宿禰島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 5から埋立地北側護岸の延長線と距岸200メートルの線との交点 6から鷺浦町小佐木島南端を見通す線上150メートル 7から埋立地南側護岸の延長線と距岸200メートルの線との交点 8から鷺浦町佐木島布袋岩鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 9から100度175メートルの所 10から90度の線と距岸200メートルの線との交点 11から佐木島和霊石の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ4	共第321号	第1種共同漁業	あさり なまこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市糸崎町、古浜、円一町、和田沖町地先	区域 基点1	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と5・6、7・8、9・10、11・12をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く 三原市糸崎7丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 基点11 基点12 ア イ ウ エ オ カ	三原市糸崎南2丁目第1号埋立地南西角 和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角 和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角 から護岸沿い西へ380メートルの所 三原市和田1丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根 三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根 円一町2丁目西野川曙橋下流側右岸付け根 三原市港町3丁目西野川曙橋下流側左岸付け根 三原市城町3丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根 三原市古浜1丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根 三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角 11から古浜橋橋脚(西から1番目)南端を見通す線と古 浜入川左岸との交点 1から207度134.5メートルの所 アから161度の線と距岸200メートルの線との交点 2から215度30分の線と距岸200メートルの線との交点 2から215度30分の線とオから124度30分の線との交点 3から96度30分50メートルの所 4から護岸に直角に50メートルの所		
共Cあ5	共第322号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市糸崎町, 木原 町地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次の2ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを距岸200 メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地 東側付け根(埋立地東側護岸と国道護岸との交点)か ら国道護岸(国道)沿い東へ79メートルの所 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地 東側付け根(埋立地東側護岸と国道護岸との交点)か ら国道護岸(国道)沿い東へ148メートルの所 三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角 から護岸沿い東へ50メートルの所 2から護岸に直角に15メートルの所 1から護岸に直角に43メートルの所 1から護岸に直角に200メートルの所 3から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝 鼻)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ6	共第323号	第1種共同漁業	なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町下鷺 島地先	区域	下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域。ただし、共Cい1の区域を除く。	団体漁業権	三原市, 尾道市瀬戸田町, 因島 土生町, 因島田熊町, 因島中庄 町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島 椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江 町, 因島原町
共Cあ7	共第324号	第1種共同漁業	なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町上鷺 島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを南回りに 距岸100メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 上鷺島北端 上鷺島南端 1から46度の線と距岸100メートルの線との交点 1から46度850メートルの所 2から57度750メートルの所 2から57度の線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

共Cあ8	共第325号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町佐木島地先	区域	佐木島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。	団体漁業権	三原市
共Cあ9	共第326号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町小佐木島地先	区域	小佐木島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	三原市
共Cあ10	共第327号	第1種共同漁業	なまこ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市木原町大鯨島地先	区域	大鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	三原市, 尾道市尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 向島町
共Cあ11	共第328号	第1種共同漁業	なまこ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	三原市木原町小鯨島地先	区域	小鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	三原市, 尾道市尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 向島町
共Cあ12	共第329号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市幸崎町, 須波町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5	次の3ア, アイ, イウ, ウエ, エオを結んだ5直線とオカを距岸300メートルで結んだ線とカキ, キクを結んだ2直線とクケを距岸300メートルで結んだ線とケコ, コサを結んだ2直線とサシを距岸300メートルで結んだ線とシスを幸崎町有竜島南側を距岸150メートルで結んだ線とスセ, セソ, ソタ, タチを結んだ4直線とチツを距岸300メートルで結んだ線とツ13を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区2から護岸沿い北へ250メートルの所 三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角 三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの 三原市須波1丁目若宮神社鳥居の中央 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根(道路護岸との接点)	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点6 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北東角から護岸沿い南へ150メートルの護岸角 基点7 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 基点8 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地北側付け根(新旧護岸境界) 基点9 三原市須波西1丁目須波海浜公園の北側海浜の南の護岸内角 基点10 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 基点11 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根 基点12 三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所 基点13 三原市と竹原市との海岸における境界 ア 2から135度50メートルの所 イ 1から135度50メートルの所 ウ 1から135度の線とエから34度30分の線との交点 エ 4から三原市鷺浦町宿禰島北端を見通す線上100メートルの所 オ 4から三原市鷺浦町宿禰島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 カ 5から埋立地北側護岸の延長線と距岸300メートルの線との交点 キ 6から鷺浦町小佐木島南端を見通す線上250メートル ク 7から埋立地南側護岸の延長線と距岸300メートルの線との交点 ケ 8から鷺浦町佐木島布袋岩鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 コ 9から100度の線上275メートルの所 サ 10から90度の線と距岸300メートルの線との交点 シ 有竜島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との交点 ス 11から有竜島の西端を見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点 セ 11から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所 ソ 11から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所 タ 12から瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所 チ 12から瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所 ツ 13から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点		
共Cあ13	共第330号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市糸崎町, 古浜, 円一町, 和田沖町地先	区域 次の2ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを距岸300メートルで結んだ線とエオ, オカを結んだ2直線とカキを距岸50メートルで結んだ線とキ5を結んだ直線と8・9, 9・10, 10・11を結んだ3直線と6・7, 12・13, 14・15をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 基点1 三原市糸崎8丁目2(株)中博ロード埋立地南角 基点2 三原市糸崎7丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所 基点3 三原市糸崎南2丁目第1号埋立地南西角 基点4 和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点5 和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角から護岸沿い西へ380メートルの所 基点6 三原市和田1丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根 基点7 三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根 基点8 円一町1丁目帝人(株)三原事業所敷地北角 基点9 三原港第1灯浮標 基点10 三原港第2灯浮標 基点11 三原市城町3丁目湧源川河口右岸角 基点12 三原市城町3丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根 基点13 三原市古浜2丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根 基点14 三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角 基点15 14から三原市旭町2丁目古浜橋橋脚(西から1番目)南端を見通す線と古浜入川左岸との交点 ア 2から207度134.5メートルの所 イ アから161度の線と1から245度の線との交点 ウ 2から207度300メートルの所 エ 3から215度30分の線と距岸300メートルの線との交点 オ 3から215度30分の線とカから124度30分の線との交点 カ 4から96度30分50メートルの所 キ 5から護岸に直角に50メートルの所		
共Cあ14	共第331号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市糸崎町地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアの5直線によって囲まれた区域 基点1 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ30メートルの所 基点2 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ79メートルの所 基点3 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ148メートルの所 基点4 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地南西角 ア 1から護岸に直角に120メートルの所 イ 3から護岸に直角に300メートルの所 ウ 2から護岸に直角に300メートルの所 エ 4から東側埋立地西側護岸の延長線上(209度)55メートルの所 オ 1から護岸に直角に208メートルの所	団体漁業権	三原市
共Cあ15	共第332号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市糸崎町, 木原町地先	区域 次の2ア, アイ, イウ, ウエを結んだ4直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ30メートルの所 基点2 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ148メートルの所 基点3 三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 ア 2から護岸に直角に15メートルの所	団体漁業権	三原市, 尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 向島町兼吉

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ ウ エ オ	1から護岸に直角に43メートルの所 1から護岸に直角に120メートルの所 2から護岸に直角に300メートルの所 3から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝鼻)を見通す線と距岸300メートルの線との交点		
共Cあ16	共第333号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町下鷺島地先	区域	下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Cい4の区域を除く。	団体漁業権	三原市, 尾道市瀬戸田町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町
共Cあ17	共第334号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町上鷺島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを南回りに距岸100メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 上鷺島北端 上鷺島南端 1から46度の線と距岸100メートルの線との交点 1から46度850メートルの所 2から57度750メートルの所 2から57度の線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ18	共第335号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町佐木島, 小佐木島地先	区域	佐木島及び小佐木島距岸250メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Cあ17, 共Cあ30及び次の除外区域を除く。	団体漁業権	三原市
共Cあ19	共第336号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町宿祢島地先	区域	宿祢島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	三原市
共Cあ20	共第337号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町鍋ヶ鼻地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 鷺浦町小佐木島北東端 鷺浦町宿祢島東端 鷺浦町タナハシ島(ウエマツ)北端 尾道市因島重井町細島西端 1から4を見通す線と2から3を見通す線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ21	共第338号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市木原町小鯨島地先	区域	小鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	三原市, 尾道市尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 向島町
共Cあ22	共第339号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	三原市木原町大鯨島地先	区域	大鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	三原市, 尾道市尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 向島町
共Cあ23	共第340号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市幸崎能地久津地先	区域	次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cあ24	共第341号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市須波西町地先	基点1 ア	幸崎能地6丁目久津宮長新開護岸南西角 1から竹原市小久野島の高を見通す線上820メートル	区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	基点1 基点2 基点3 基点4 ア	須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 三原市鷺浦町和霊石の鼻 三原市鷺浦町布袋岩鼻 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻 1から2を見通す線と3から4を見通す線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ25	共第342号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町布袋岩鼻地先	基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	区域	布袋岩鼻	基点1 基点2 ア	三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 1から2を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	三原市
共Cあ26	共第343号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市須波町地先	基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	区域	三原市須波1丁目須波漁港南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所	基点1 ア	1から三原市鷺浦崎町小佐木島南西端を見通す線上47メートルの所	団体漁業権	三原市
共Cあ27	共第344号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市須波1丁目若宮神社地先	基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	区域	若宮神社鳥居の中央	基点1 基点2 ア	1から護岸沿い北へ200メートルの所 1から58度の線と2から114度の線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ28	共第345号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市須波町地先(カンコーの石)	基点1 基点2 基点3 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	区域	三原市円一町1丁目沼田川浄化センター埋立地護岸南角(円弧の中央)	基点1 基点2 基点3 ア	須波町犬吠の鼻(三菱重工(株)三原製作所埋立地南東の貝野物揚場南側付け根から護岸沿い南へ180メートル)三原市鷺浦町小佐木島北西端 2から尾道市向島町岩子島黒崎鼻を見通す線と、1と3とを結ぶ線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ29	共第346号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市糸崎南1丁目地先	基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	区域	糸崎南1丁目2太平洋セメント(株)敷地南東護岸角	基点1 ア	1から194度400メートルの所	団体漁業権	三原市
共Cあ30	共第347号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻地先	基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	区域	小佐木島東側防波堤付け根	基点1 基点2 ア	小佐木島金毘羅鼻 1から117度の線と2から鷺浦町宿禰島の高を見通す線との交点	団体漁業権	三原市
共Cあ31	共第348号	第4種共同漁業	たい寄魚	3月1日から5月15日まで	三原市幸崎能地地先	基点1 ア	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域	区域	幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤突端	基点1 ア	1から尾道市瀬戸田町瓢箪島東端を見通す線上700メートルの所	団体漁業権	三原市
共Cあ32	共第349号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	三原市幸崎町有竜島地先	基点1	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域	区域	有竜島南端	基点1		団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cあ33	共第350号	第4種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	三原市幸崎町有竜島地先	ア	1から尾道市瀬戸田町高根島高根山の高を見通す線上500メートルの所	団体漁業権	三原市
						区域	次のアを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域		
						基点1	有竜島南端		
						ア	1から尾道市瀬戸田町高根島カマノ石の鼻を見通す線上150メートルの所		
共Cい1	共第351号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町地先	区域	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カ6, 7キ, キク, クケ, ケ10を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の区域及びコサ, シスを結んだ直線から下流の万所川, 沖田川の区域。ただしセソ, ソタ, タチ, チセを結んだ4直線によって囲まれた区	団体漁業権	尾道市瀬戸田町
			なまこ	1月1日から12月31日まで		基点1	瀬戸田町マリコ鼻		
			えむし	1月1日から12月31日まで		基点2	瀬戸田町竹浜団地護岸北西角		
			さざえ	1月1日から12月31日まで		基点3	瀬戸田町内海造船所北東角		
			あわび類	1月1日から12月31日まで		基点4	瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻		
			うに類	1月1日から12月31日まで		基点5	瀬戸田町高根島北端(押寄鼻の灯台)		
			ひじき	1月1日から12月31日まで		基点6	瀬戸田町瓢箪島北端		
			わかめ	1月1日から12月31日まで		基点7	愛媛県今治市瓢箪島南端		
			てんぐさ	1月1日から12月31日まで		基点8	瀬戸田町田高根五本松崎鼻		
						基点9	瀬戸田町田高根ハナグリ鼻		
						基点10	瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻)		
						基点11	今治市上浦町多々羅三角点		
						ア	1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所		
						イ	2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所		
						ウ	3から鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所		
						エ	4から鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの		
						オ	5から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界(JR呉線トンネル西口前の護岸点)を見通す線上200メートルの所		
						カ	5から今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所		
						キ	8から今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所		
						ク	9から伯方島太夫殿の鼻を見通す線上1,100メートルの		
						ケ	10から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所		
						コ	瀬戸田町林万所川林中央橋下流側右岸付け根		
						サ	瀬戸田町林万所川林中央橋下流側左岸付け根		
						シ	瀬戸田町林沖田川沖田川橋下流側右岸付け根		
						ス	瀬戸田町林沖田川沖田川橋下流側左岸付け根		
						セ	チから76度48分90メートルの所		
						ソ	セから166度48分120メートルの所		
						タ	11から75度55分1,249.6メートルの所		
						チ	タから346度48分120メートルの所		
共Cい2	共第352号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町生口島地先	区域	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市瀬戸田町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島
			なまこ	1月1日から12月31日まで		基点1	瀬戸田町マリコ鼻		
			えむし	1月1日から12月31日まで		基点2	瀬戸田町賀盛鼻		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			さざえ あわび類 うに類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点3 ア イ ウ エ	瀬戸田町と尾道市因島洲江町との海岸線における境 1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メー トルの所 2から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根 を見通す線上500メートルの所 2から84度200メートルの所 3から84度200メートルの所		
共Cい3	共第353号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 うに類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町生 口島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 瀬戸田町と尾道市因島原町との海岸線における境界 瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線 上1,100メートルの所 2から新城鼻を見通す線上700メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島 重井町, 因島大浜町, 因島外浦 町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島
共Cい4	共第354号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 基点11 基点12 基点13 基点14 基点15 ア イ ウ エ オ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カ6, 7キ, キ ク, クケ, ケ10を結んだ11直線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた広島県の区域。ただし, サコを結んだ 直線とコスを高根島の距岸30メートルで結んだ線とス シを結んだ直線とシサを生口島の距岸30メートルで結 んだ線とによって囲まれた区域, セソ, ソタ, タチ, チセ を結んだ4直線によって囲まれた区域, 共Cい7及び共 瀬戸田町マリコ鼻 瀬戸田町竹浜団地護岸北西角 瀬戸田町内海造船所北東角 瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻 瀬戸田町高根島北端(押寄鼻の燈台) 瀬戸田町瓢箪島北端 愛媛県今治市瓢箪島南端 瀬戸田町田高根五本松崎鼻 瀬戸田町田高根ハナグリ鼻 瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) 瀬戸田町内海造船所北西角 瀬戸田町萩谷新開北角 瀬戸田町高根島ネコ石の鼻(恵美壽大神の石碑前) 瀬戸田町福田港北側防波堤突端 今治市上浦町多々羅三角点 1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メー トルの所 2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メー トルの所 3から鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メー トルの所 4から鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの 5から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境 界(JR呉線トンネル西口前の護岸点)を見通す線上200 メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ	5から今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所 8から今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所 9から伯方島太夫殿の鼻を見通す線上1,100メートルの所 10から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所 12から11を見通す線と距岸30メートルの線との交点 11から12を見通す線と距岸30メートルの線との交点 14から13を見通す線と距岸30メートルの線との交点 13から14を見通す線と距岸30メートルの線との交点 チから76度48分90メートルの所 セから166度48分120メートルの所 15から75度55分1,249.6メートルの所 タから346度48分120メートルの所		
共Cい5	共第355号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町生口島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 瀬戸田町マリコ鼻 瀬戸田町賀盛鼻 瀬戸田町と尾道市因島洲江町との海岸線における境1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所 2から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所 2から84度200メートルの所 3から84度200メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島
共Cい6	共第356号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町生口島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 瀬戸田町と尾道市因島原町との海岸線における境界 瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所 2から新城鼻を見通す線上700メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島
共Cい7	共第357号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町垂水地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域 瀬戸田町垂水婿戻ノ鼻西端 1から357度1,700メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町
共Cい8	共第358号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町生口島地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 瀬戸田町内海造船所北東角 瀬戸田町林明治浜北端 1から三原市鷺浦町向田松ヶ鼻を見通す線と2から北西の瀬戸田港航路灯浮標(緑)を見通す線との交点	団体漁業権	尾道市瀬戸田町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cう1	共第359号	第1種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 細島細の洲地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 細島北端 細島西端 1から254度の線と2から341度の線との交点	団体漁業権	尾道市新浜, 古浜町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 吉和町, 吉和西元町, 東元町, 正徳町, 福地町, 沖側町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 向東町, 向島町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島
共Cう2	共第360号	第1種共同漁業	あさり なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市, 尾道市向島町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 ア イ ウ エ オ カ キ	次の1ア, アイを結んだ2直線とイウを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とキ8を結んだ直線と9・10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, あさり漁業については, 共Cき3, 共Cき4及び共Cき5の区域を除く。 三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側の小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 大鯨島北端 大鯨島南端 小鯨島北端 小鯨島南端 岩子島西端 岩子島鶏小島の南端 向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 向島町荒神の鼻 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から9を見通す線と護岸との交点 1から岩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝鼻)を見通す線上205メートルの所 2からアを見通す線と距岸100メートルの線との交点 3から4を見通す線と距岸100メートルの線との交点 4から3を見通す線と距岸100メートルの線との交点 5から6を見通す線と距岸100メートルの線との交点 6から5を見通す線と距岸100メートルの線との交点 7から8を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市新浜, 古浜町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 吉和町, 吉和西元町, 東元町, 正徳町, 福地町, 沖側町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cう3	共第361号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市, 尾道市向島町地先	区域	<p>次の1ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを三原市木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とクを向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とク8を結んだ直線と9・10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。</p> <p>基点1 三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所</p> <p>基点2 大鯨島北端</p> <p>基点3 大鯨島南端</p> <p>基点4 小鯨島北端</p> <p>基点5 小鯨島南端</p> <p>基点6 岩子島西端</p> <p>基点7 岩子島鶏小島の南端</p> <p>基点8 向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角</p> <p>基点9 向島町荒神の鼻</p> <p>基点10 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から9を見通す線と護岸との交点</p> <p>ア 1から岩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝鼻)を見通す線上310メートルの所</p> <p>アイ アから254度300メートルの所</p> <p>イウ 2からイを見通す線と距岸100メートルの線との交点</p> <p>エ 3から4を見通す線と距岸100メートルの線との交点</p> <p>オ 4から3を見通す線と距岸100メートルの線との交点</p> <p>カ 5から6を見通す線と距岸100メートルの線との交点</p> <p>キ 6から5を見通す線と距岸100メートルの線との交点</p> <p>ク 7から8を見通す線と距岸100メートルの線との交点</p>	団体漁業権	尾道市新浜, 古浜町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 吉和町, 吉和西元町, 東元町, 正徳町, 福地町, 沖側町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎
共Cう4	共第362号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町細島細の洲地先	区域	<p>次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域</p> <p>基点1 細島北端</p> <p>基点2 細島西端</p> <p>ア 1から254度の線と2から341度の線との交点</p>	団体漁業権	尾道市新浜, 古浜町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 吉和町, 吉和西元町, 東元町, 正徳町, 福地町, 沖側町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 向東町, 向島町, 因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cえ1	共第363号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市, 尾道市向島町地先	区域	次の1・5を結んだ直線と2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町	
			なまこ	1月1日から12月31日まで		基点1				尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から5を見通す線と護岸との交点
			えむし	1月1日から12月31日まで		基点2				尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所
			さざえ	1月1日から12月31日まで		基点3				尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点
			わかめ	1月1日から12月31日まで		基点4 基点5				3から護岸沿い西へ108メートルの所 向島町荒神の鼻
共Cえ2	共第364号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市地先	区域	次の1・5を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 山波町, 東尾道, 新高山町, 向島町兼吉	
			なまこ	1月1日から12月31日まで		基点1				尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から海岸沿い東へ110メートルの所
			えむし	1月1日から12月31日まで		基点2				尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所)
			さざえ	1月1日から12月31日まで		基点3				尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角)
			わかめ	1月1日から12月31日まで		基点4 基点5				尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点 4から護岸沿い西へ108メートルの所
共Cえ3	共第365号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市松永町地先(松永湾)	区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域及びあさり漁業については, 共Cお1, 共Cお2, 共Cお3, 共Cか6, 共Cか7, 共Cか8, 共Cか9, 共Cか10の区域を除く。	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 山波町, 東尾道, 新高山町, 浦崎町, 百島町, 高須町, 向島町, 福山市藤江町, 金江町, 松永町, 南松	
			なまこ	1月1日から12月31日まで		基点1				尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

			えむし さざえ かき ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8	尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所)4から270度の線と福山市高西町の西側護岸との交点 福山市南今津町藤井川河口左岸角 福山市南今津町本郷川河口右岸角 5から90度の線と福山市南松永町2丁目の西側護岸との交点 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 向東町大磯鼻東端		
共Cえ4	共第366号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市向島町, 向東町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを向島町上江府島北回りに距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸(向島町下江府島及び向島町笹島を含む)100メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共Cき1及び共Cき2の区域を除く。 向東町大磯鼻東端 上江府島北端 上江府島南西端 向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 向島町岩子島鶏小島の南端 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 2から264度の線と向島距岸100メートルの線との交点 2から264度の線と上江府島距岸100メートルの線との交点 3から264度の線と上江府島距岸100メートルの線との交点 3から264度の線と向島距岸100メートルの線との交点 4から5を見通す線と向島距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
共Cえ5	共第367号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市, 尾道市向島町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5	次の1・5を結んだ直線と2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路及び次の除外区域を除く。 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から5を見通す線と護岸との交点 尾道尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所 尾道向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点 3から護岸沿い西へ108メートルの所 向島町荒神の鼻	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cえ6	共第368号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5	次の1・5を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所) 尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角) 尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点 4から護岸沿い西へ108メートルの所	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 山波町, 東尾道, 新高山町, 向島町兼吉
共Cえ7	共第369号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	福山市松永町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Cえ12の区域及び次の除外区域を除く。 尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角) 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所) 福山市南松永町4丁目松永みなと大橋右岸下流側付け根から南へ52メートルの所 福山市南松永町4丁目松永みなと大橋左岸下流側付け根から南へ52メートルの所 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 向東町大磯鼻東端	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 山波町, 東尾道, 新高山町, 浦崎町, 百島町, 高須町, 向島町, 福山市藤江町, 金江町, 松永町, 南松
共Cえ8	共第370号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町, 向東町地先	区域 基点1 基点2	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを向島町上江府島北回りに距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸(向島町下江府島及び向島町笹島を含む)100メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Cえ15, 共Cえ17, 共Cえ19, 共Cえ20, 共Cえ21, 共Cえ22の区域を除く。 向島町大磯鼻東端 上江府島北端	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ	上江府島南西端 向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 向島町岩子島鶏小島の南端 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 2から264度の線と向島距岸100メートルの線との交点 3から264度の線と上江府島距岸100メートルの線との交点 3から264度の線と向島距岸100メートルの線との交点 4から5を見通す線と向島距岸100メートルの線との交点		
共Cえ9	共第371号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町上江府島地先	区域 基点1	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 上江府島東方似骨ノ礁の高	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目
共Cえ10	共第372号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市百島町百島地先	区域 基点1	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 百島町東方片平礁の高	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目
共Cえ11	共第373号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町白石地先	区域 基点1	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 向東町加島南方白石の高	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目
共Cえ12	共第374号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市浦崎町戸崎地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 浦崎町手城鼻北端 1から福山市藤江町才戸川河口左岸護岸西端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 山波町, 新高山町, 浦崎町, 百島町, 向

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cえ13	共第375号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市浦崎町高松地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 尾道市向東町女法崎南端 浦崎町高松稲荷前の海岸に下る小道と海岸線の交点(鳥居跡の中央) 1から福山市内海町田島北側の大が瀬灯台を見通す線と2から内海町当木島中央くぼみを見通す(177度)線との交点	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 浦崎町, 百島町,
共Cえ14	共第376号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町加島北側地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 加島城ヶ鼻北端 1から向東町大磯鼻東端を見通す線上200メートルの	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
共Cえ15	共第377号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町干沙地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 向島町上江府島南東端(上江府島の小島の南端) 尾道市向東町加島南端 2から1を見通す延長線上1から350メートルの所	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
共Cえ16	共第378号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町加島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 向東町大磯鼻東端 加島西端 尾道市向島町下江府島南端 加島南端	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア	4から3を見通す線と1から2を見通す延長線との交点		
共Cえ17	共第379号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町下江府島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 下江府島南端 向島町観音崎北東の鼻 向島町松ヶ鼻 1から福山市内海町横島釜戸の南西端を見通す(135度)線と2から3を見通す延長線との交点	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
共Cえ18	共第380号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町立花地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 向島町観音崎コイ崎(観音崎北西の鼻) 1から尾道市因島大浜町西浜の防波堤(大浜棧橋の北側の防波堤)突端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
共Cえ19	共第381号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町立花地先	区域 基点1 ア	次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域 向島町立花運動広場南東角 1から尾道市因島椋浦町防地島の東端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
共Cえ20	共第382号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町立花地先	区域 基点1 基点2	次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 向島町長礁鼻 向島町立花運動広場西側突堤突端	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア	1から向島町余崎防波堤の小島の南端を見通す線と2から尾道市因島大浜町八重子島北西端を見通す(224度)線との交点		
共Cえ21	共第383号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町江の浦地先	区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
						基点1 基点2 ア	向島町笹島の南端 向島町江ノ浦胡子鼻の突堤の突端 1から向島町余崎防波堤の小島の南端を結ぶ線と2から尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線との交点		
共Cえ22	共第384号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町茅ヶ浦地先	区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
						基点1 基点2 ア	茅ヶ浦布刈鼻 茅ヶ浦黒地鼻 1から向島町犬ノ鼻の因島大橋橋脚台南角を見通す(135度)線と2から尾道市因島大浜町大浜崎燈台を見通す(220度)線との交点		
共Cえ23	共第385号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町岩子島地先	区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市尾崎本町, 西土堂町, 天満町, 日比崎町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向東町, 向島町
						基点1 基点2 ア	岩子島鶏小島の南端 尾道市因島重井町細島北東端(細頭) 1から因島重井町長串鼻の北鼻を見通す線と2から尾道市因島大浜町大浜崎燈台を見通す線との交点		
共Cお1	共第386号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市東尾道松永湾干拓地地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸13メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市山波町, 東尾道, 新高山1~3丁目
						基点1	松永湾干拓地南東角の排水口中央(楸ヶケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い西へ31メートルの所		
						基点2	東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の西側の線の延長線と護岸との交点から護岸沿い東へ17メートルの所		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						アイ イ ウ エ	1から173度40分の線と距岸50メートルの線との交点 1から173度40分の線と距岸13メートルの線との交点 2から173度40分の線と距岸13メートルの線との交点 2から173度40分の線と距岸50メートルの線との交点		
共Cお2	共第387号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市向東町加島 地先	区域	加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、あさり漁業については共Cお5の区域を除く。	団体漁業権	尾道市向東町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向島町
共Cお3	共第388号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町松ヶ鼻 地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 松ヶ鼻北側防波堤南側付け根 1から162度40分38メートルの所 1から146度40分200メートルの所 1から152度40分200メートルの所 1から186度40分42メートルの所	団体漁業権	尾道市向東町
共Cお4	共第389号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町歌地 地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ キ	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキを結んだ6直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ55メートルの所 向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ210メートルの所(スベリ北側付け根) 向東町大磯鼻棧橋埋立地北側付け根(埋立地北西護岸内角) 1から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 1から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線上90メートルの 2から66度40分120メートルの所 2から98度40分160メートルの所 3から42度170メートルの所 3から浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線上150メートル 3から浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市向東町
共Cお5	共第390号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町加島 地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸15メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 加島本浦新開護岸北端 加島本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ195メートルの所(本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ2番目のスベリ北側付け根) 1から尾道市百島町百島の北端(女男石鼻)の防波堤突端を見通す線と距岸15メートルの線との交点 1から尾道市百島町百島の北端(女男石鼻)の防波堤突端を見通す線上110メートルの所 2から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上120メートルの所 2から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線と距岸15メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市向東町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cお6	共第391号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町加島地先	区域	加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市向東町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向島町
共Cお7	共第392号	第3種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町歌地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域 向東町大磯鼻東端 向東町加島の高(104メートル) 1から2を見通す線上500メートルの所	団体漁業権	尾道市向東町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向島町
共Cか1	共第393号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき わかめ てんぐさ いぎす	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市百島町百島地先	区域	百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市浦崎町, 百島町
共Cか2	共第394号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき わかめ てんぐさ いぎす	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市浦崎町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 浦崎町戸崎の鼻北端 福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点 1から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市浦崎町, 百島町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向島
共Cか3	共第395号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで	尾道市百島町百島地先	区域	百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市浦崎町, 百島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cか4	共第396号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市浦崎町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Cえ13の区域を除く。 浦崎町戸崎の鼻北端 福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点1から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市浦崎町, 百島町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 吉和町, 正徳町, 東元町, 吉和西元町, 沖側町, 神田町, 手崎町, 新浜, 古浜町, 吉浦町, 福地町, 向島
共Cき1	共第398号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町黒崎稲積新開地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 向島町干汐向島町漁協北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ94メートルの所 尾道市向東町と向島町の海岸における境界(悪水溜放水路の護岸階段北側付け根) 1から向東町加島城ヶ鼻から南西に3番目の鼻を見通す線上20メートルの所 1から向東町加島城ヶ鼻から南西に3番目の鼻を見通す線上135メートルの所 2から加島南西端を見通す線上135メートルの所 2から加島南西端を見通す線上15メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
共Cき2	共第399号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町津部田陰地新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	次のアイ, イ3, 3ウ, ウアを結んだ4直線によって囲まれた区域 津部田陰地北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 津部田陰地北側の防波堤南側の埋立地南角 津部田大神谷常夜燈西側の埋立地(護岸と道路との間の緑地)北角(護岸内角)から護岸沿い北へ27メートル 津部田南側防波堤の突端 1から234度20メートルの所 2から3を見通す線上20メートルの所 4から309度80メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
共Cき3	共第400号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町道越地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 向島町道越旧フェリー発着スベリ南側付け根から海岸沿い南へ30メートルの所 向島町道越瀬戸谷新開南端の鼻北側の護岸角 1から244度の線と距岸10メートルの線との交点 2から264度の線と距岸10メートルの線との交点 2から264度30メートルの所 1から244度50メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
共Cき4	共第401号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町荒神浦地先	区域 基点1 基点2	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 向島町道越越山の高(52メートル)から向島町岩子島南船越新開北東護岸角を見通す線と護岸との交点 向島町道越荒神鼻南西の護岸北西角(階段工南側)	団体漁業権	尾道市向島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ア イ ウ エ	1から南船越新開北東護岸角を見通す線上15メートルの所 1から南船越新開北東護岸角を見通す線上30メートルの所 2から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す(317度)線上70メートルの所 2から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す(317度)線上15メートルの所		
共Cき5	共第402号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町岩子島長江地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 岩子島塩釜神社北の埋立地護岸北角 岩子島長江新開護岸の西側の樋門の東端から護岸沿い北東へ11メートルの護岸角 岩子島長江新開護岸の東側の階段南側付け根から護岸沿い南へ6メートルの護岸内角 岩子島ゴンデの鼻(矢の浦鼻)から南西へ1番目の鼻(長江新開の北の鼻) 1から4を見通す線上50メートルの所 2から三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所 3から(株)共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所 3から(株)共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線と4から1を見通す線との交点	団体漁業権	尾道市向島町
共C<1	共第403号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市因島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 基点10 基点11 基点12 基点13 基点14 基点15	次の1アを結んだ直線とアクを距岸(尾道市因島重井町四十島を含む。)200メートルで結んだ線とクケを結んだ直線とケコを距岸250メートルで結んだ線とコサ、サシ、シス、スセを結んだ4直線とセソを距岸260メートルで結んだ線とソチ、チツ、ツテ、テト、トナを結んだ5直線とナニを尾道市因島と愛媛県越智郡上島町鶴島の中央点で結んだ線とニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒを結んだ5直線とヒフを距岸200メートルで結んだ線とフ21を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びイウ、エオ、カキをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川、倉崎川、大川の区域。ただし、次の除外区域 因島重井町産業開発団地護岸西角(航路燈標の北東の護岸角) 因島重井町産業開発団地護岸北角(付け根内角) 尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界 尾道市因島三庄町白滝鼻東端 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端 尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻 尾道市因島土生町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側 尾道市因島土生町日立造船(株)因島工場2号ドック西側護岸南角 愛媛県越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻 愛媛県越智郡上島町生名島巖島北端 愛媛県越智郡上島町坪木島北東端 生名島網建鼻の護岸北東角 生名島生名棧橋の北側埋立地北角(護岸階段南側付け根) 日立造船(株)因島工場1号ドック南側護岸南角 鶴島南東端	団体漁業権	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

					基点16	鶴島北端
					基点17	上島町亀島北端
					基点18	因島土生町と尾道市因島田熊町との海岸線における境界(尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ18メートルの階段付け根中央)
					基点19	因島田熊町と尾道市因島中庄町との海岸線における境界(イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南東へ70メートルの所)
					基点20	因島重井町因島高校校庭南西側埋立地東角(道路との境界)
					基点21	産業開発団地護岸南西角
					ア	2から産業開発団地北側護岸の延長線(235度)と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点
					イ	因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根
					ウ	因島重井町重井川東西橋下流側右岸付け根
					エ	尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根
					オ	尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側右岸付け根
					カ	因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根
					キ	因島中庄町大川新入川橋下流側右岸付け根
					ク	3から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸200メートルの線との交点
					ケ	3から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸250メートルの線との交点
					コ	4から上島町百貫島北端を見通す(103度)線と距岸250メートルの線との交点
					サ	5から百貫島北端を見通す(86度)線と距岸250メートルの線との交点
					シ	5から弓削島石風呂鼻(鯨北鼻)を見通す線上500メートルの所
					ス	6から弓削島沢津宮ノ鼻を見通す線上400メートルの所
					セ	7から101度の線と距岸260メートルの線との交点
					ソ	8から174度の線と距岸260メートルの線との交点
					タ	10から9を見通す線の中央点
					チ	8から174度の線とタツを結んだ直線との交点
					ツ	8から11を見通す線の中央点
					テ	14から12を見通す線の中央点
					ト	14から13を見通す線の中央点
					ナ	15から84度の線の対岸との中央点
					ニ	16から354度の線の対岸との中央点
					ヌ	17から18を見通す線の中央点
					ネ	17から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線上200メートルの所
					ノ	17から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線とハから生名島南西端(枇杷首)を見通す線との交点
					ハ	19から尾道市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線の中央点
					ヒ	19から尾道市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線と距岸200メートルの線との交点
					フ	20から因島高校校庭南西側埋立地南側護岸の延長線(250度)と距岸200メートルの線との交点

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共C<2	共第404号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市因島洲江町, 因島原町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 因島原町と尾道市瀬戸田町との海岸線における境界 因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 2から84度の線と距岸150メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 瀬
共C<3	共第405号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 細島地先	区域	細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 正徳町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 沖側町, 東元町, 吉和西元町, 福地町, 吉和町,
共C<4	共第406号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 小細島地先	区域	小細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 正徳町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 沖側町, 東元町, 吉和西元町, 福地町, 吉和町,

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共C<5	共第407号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 ハカン島地先	区域	ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 正徳町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 沖側町, 東元町, 吉和西元町, 福地町, 吉和町,
共C<6	共第408号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島北側地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(尾道市因島重井町四十島を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエ, オカ, キクをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川, 倉崎川, 大川の区域。ただし, 次の除外区域を除く。 因島重井町馬神山(96メートル)の北の鼻(魚釣石の鼻から西へ1番目の鼻) 尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界 1から因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸200メートルの線との交点 因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根 因島重井町重井川東西橋下流側右岸付け根 尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根 尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側右岸付け根 尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根 尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側右岸付け根	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 正徳町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 沖側町, 東元町, 吉和西元町, 福地町, 吉和町,

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共C<7	共第409号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島南側地先	区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを距岸260メートルで結んだ線とキケ、ケコ、コサ、サシ、シスを結んだ5直線とスセを尾道市因島と愛媛県越智上島町鶴島の中央点で結んだ線とセソ、ソタ、タチ、チツ、ツテを結んだ5直線とテトを距岸200メートルで結んだ線とト19を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界	団体漁業権	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町
						基点1	尾道市因島三庄町白滝鼻東端		
						基点2	尾道市因島三庄町地蔵ヶ鼻東端		
						基点3	尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻		
						基点4	尾道市因島土生町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側		
						基点5	尾道市因島土生町日立造船(株)因島工場2号ドック西側護岸南角		
						基点6	上島町弓削島伊勢ヶ鼻		
						基点7	上島町生名島巖島北端		
						基点8	上島町坪木島北東端		
						基点9	生名島網建鼻の護岸北東角		
						基点10	生名島生名棧橋の北側埋立地北角(護岸階段南側付け根)		
						基点11	因島土生町日立造船(株)因島工場1号ドック南側護岸南		
						基点12	鶴島南東端		
						基点13	鶴島北端		
						基点14	上島町亀島北端		
						基点15	因島土生町と尾道市因島田熊町との海岸線における境界(尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ18メートルの階段付け根中央)		
						基点16	因島田熊町と尾道市因島中庄町との海岸線における境界(イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南東へ70メートルの所)		
						基点17	尾道市因島重井町因島高校校庭南西側埋立地東角(道路との境界)		
						基点18	尾道市因島重井町産業開発団地護岸南西角		
						基点19	1から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸250メートルの線との交点		
						ア	2から上島町百貫島北端を見通す(103度)線と距岸250メートルの線との交点		
						イ	3から百貫島北端を見通す(86度)線と距岸250メートルの線との交点		
						ウ	3から弓削島石風呂鼻(鯨北鼻)を見通す線上500メートルの所		
						エ	4から弓削島沢津宮ノ鼻を見通す線上400メートルの所		
						オカ	5から101度の線と距岸260メートルの線との交点		
						カキ	6から174度の線と距岸260メートルの線との交点		
						キケ	8から7を見通す線の中央点		
						ケコ	6から174度の線とケコを結んだ直線との交点		
						コサ	6から9を見通す線の中央点		
						サシ	12から10を見通す線の中央点		
						シス	12から11を見通す線の中央点		
						スセ	13から84度の線の対岸との中央点		
						セソ	14から354度の線の対岸との中央点		
						ソ	15から16を見通す線の中央点		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						タ チ ツ テ ト	15から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線 上200メートルの所 15から俵石鼻北端を見通す線とツから生名島南西端 (枇杷首)を見通す線との交点 17から尾道市瀬戸田町名荷宮地新開護岸南東角を見 通す線の中央点 17から尾道市瀬戸田町名荷宮地新開護岸南東角を見 通す線と距岸200メートルの線との交点 18から因島高校校庭南西側埋立地南側護岸の延長線 (250度)と距岸200メートルの線との交点		
共C<8	共第410号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結ん だ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 因島重井町馬神山(96メートル)の北の鼻(魚釣石の鼻 から西へ1番目の鼻) 因島重井町産業開発団地護岸北角(付け根内角) 因島重井町産業開発団地護岸西角(航路燈標の北東 の護岸角) 1から因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200 メートルの線との交点 2から産業開発団地埋立地北側護岸の延長線(235度) と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊 町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島 鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄 町, 因島洲江町, 因島原町
共C<9	共第411号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島洲江町, 因島原町地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結ん だ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 因島原町と尾道市瀬戸田町との海岸線における境界 因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線 と距岸200メートルの線との交点 2から84度の線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊 町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島 鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄 町, 因島洲江町, 因島原町, 瀬
共C<10	共第412号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 細島地先	区域	細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊 町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島 鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄 町, 因島洲江町, 因島原町, 尾 崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~ 3丁目, 東久保町, 長江1~3丁 目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁 目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 手崎町, 神田町, 沖側 町, 東元町, 吉和西元町, 福地

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共C<11	共第413号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 小細島地先	区域	小細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 正徳町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 沖側町, 東元町, 吉和西元町, 福地町, 吉和町,
共C<12	共第414号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島重井町 ハカン島地先	区域	ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町, 尾崎本町, 西土堂町, 東土堂町, 西御所町, 東御所町, 久保1~3丁目, 東久保町, 長江1~3丁目, 土堂1・2丁目, 三軒家町, 栗原西1・2丁目, 栗原東1・2丁目, 日比崎町, 天満町, 新浜, 古浜町, 正徳町, 吉浦町, 手崎町, 神田町, 沖側町, 東元町, 吉和西元町, 福地町, 吉和町,
共C<13	共第415号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島北側地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(尾道市因島重井町四十島を含む。)100メートルで結んだ直線とウエ, オカ, キクをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 因島重井町長崎竜王北の鼻 尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界 1から三原市佐木島須ノ上北側防波堤突端を見通す(285度)線と距岸100メートルの線との交点 2から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸100メートルの線との交点 因島重井町重井川河口左岸角 因島重井町重井川河口右岸角 尾道市因島大浜町倉谷新開護岸南東角 尾道市因島大浜町沢崎北東側防波堤突端 クから因島大浜町大楠山の高を見通す線と因島大浜町護岸との交点 尾道市因島中庄町仁井屋新開北東角から護岸沿い西へ300メートルの所	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町
共C<14	共第416号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	尾道市因島椋浦町, 因島三庄町地先	区域 基点1 基点2	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ直線とイウを結んだ直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 尾道市因島鏡浦町と因島椋浦町との海岸線における 因島三庄町白滝鼻東端	団体漁業権	尾道市因島土生町, 因島田熊町, 因島中庄町, 因島重井町, 因島大浜町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 因島三庄町, 因島洲江町, 因島原町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点3 基点4 ア イ ウ エ	因島三庄町地蔵ヶ鼻東端 因島三庄町小用五柱神社東側小用港港湾用地北東角(小用港東側防波堤から続く波返し護岸の北東角) 1から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸200メートルの線との交点 2から3を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から2を見通す線と距岸200メートルの線との交点 4から愛媛県越智郡上島町京の小島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点		
共Cか6	共第417号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市南松永町3丁目西側地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 3から護岸沿い北へ320メートルの所 3から護岸沿い北へ40メートルの所 南松永町4丁目北西角(松永みなと大橋左岸下流側付け根) 3から護岸沿い南へ30メートルの所 1から262度30分20メートルの所 1から262度30分140メートルの所 3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上130メートルの所 4から高西町南の防波堤突端を見通す線上130メートルの所 4から高西町南の防波堤突端を見通す線上20メートルの所 3から高西町南の防波堤突端を見通す線上20メートルの所 3から高西町南の防波堤突端を見通す線上40メートルの所 2から262度30分40メートルの所 2から262度30分20メートルの所	団体漁業権	福山市今津町
共Cか7	共第418号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市柳津町慶応浜地先	区域 基点1 ア イ ウ	次のアイ、イウ、ウアを結んだ3直線によって囲まれた区域 柳津町新川河口左岸の新旧護岸境界から護岸沿い北へ16.3メートルの所 1から220度30メートルの所 1から220度145メートルの所 1から184度220メートルの所	団体漁業権	福山市柳津町
共Cか8	共第419号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市藤江町浦之浜地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 藤江町才戸川河口左岸角 藤江町藤江港北側埋立地の護岸北側付け根から海岸沿い北へ10メートルの所 1から255度40分の線と距岸30メートルの線との交点 1から255度40分の線と距岸10メートルの線との交点 2から255度40分の線と距岸10メートルの線との交点 2から255度40分の線と距岸30メートルの線との交点	団体漁業権	福山市藤江町
共Cか9	共第420号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市藤江町前の浜、池の浜地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 藤江町藤江港南側防波堤南側埋立地南東護岸の西から1番目の内角から護岸沿い南東へ5メートルの所 藤江町池浜港北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所 1から223度の線と距岸40メートルの線との交点	団体漁業権	福山市藤江町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ ウ エ	1から223度の線と距岸10メートルの線との交点 2から275度の線と距岸10メートルの線との交点 2から275度の線と距岸40メートルの線との交点		
共Cか10	共第421号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市藤江町郷頭地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	福山市藤江町
						基点1 基点2	藤江町池浜港南側防波堤の埋立地南側付け根 藤江町と尾道市浦崎町との海岸線における境界		
						ア イ ウ エ	1から272度40分の線と距岸40メートルの線との交点 1から272度40分の線と距岸10メートルの線との交点 2から272度40分の線と距岸10メートルの線との交点 2から272度40分の線と距岸40メートルの線との交点		
共Cけ1	共第424号	第1種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	福山市田尻町地先	区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カ2を結んだ5直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。	団体漁業権	福山市田尻町
			なまこ	1月1日から12月31日まで		基点1	田尻町と福山市水呑町との海岸線における境界		
			えむし	1月1日から12月31日まで		基点2	田尻町604の2白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所		
			わかめ	1月1日から12月31日まで		基点3	田尻町と福山市鞆町との海岸線における境界(福山市鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所		
						基点4	田尻町古山田川河口右岸の樋門上流端から護岸沿い上流に70メートルの所		
						基点5	4から護岸に直角に見通す線と古山田川左岸との交点		
						ア	1から福山市走島町袴島の高を見通す線と距岸300メートルの線との交点		
						イ	2から福山市箕沖町埋立地護岸南角を見通す線と距岸300メートルの線との交点		
						ウ	2から118度40分300メートルの所		
						エ	3から岡山県問島の高を見通す線上300メートルの所		
						オ	3から岡山県問島の高を見通す線上44メートルの所		
						カ	2から118度40分193メートルの所		
共Cけ2	共第426号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	福山市田尻町地先	区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ2を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。	団体漁業権	福山市田尻町
			つぼ網	1月1日から12月31日まで		基点1	田尻町と福山市水呑町との海岸線における境界		
						基点2	田尻町604の2白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所		
						基点3	田尻町と福山市鞆町との海岸線における境界(福山市鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所		
						ア	1から福山市走島町袴島の高を見通す線上1,500メートルの所		
						イ	3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上1,500メートルの所		
						ウ	3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上44メートルの所		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						エ	2から118度40分193メートルの所		
共Cこ1	共第427号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市鞆町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ カ	次の1ア, アイ, イウを結んだ3直線とウエを東回りに仙酔島距岸(鞆町つつじ島を含む)200メートルで結んだ線とエオ, オカ, カ6を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 鞆町と福山市田尻町との海岸線における境界(鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所 鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所(護岸角) 鞆町仙酔島赤岬 鞆町鳥ノ口岬西鼻 鞆町皇后島西端 鞆町鞆港東側防波堤突端 1から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上200メートルの所 2から水呑町竹ヶ端突端を見通す線上100メートルの所 3から2を見通す線と距岸200メートルの線との交点 4から鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 5から6を見通す線上200メートルの所 6から走島町走島出崎の鼻を見通す線上200メートル	団体漁業権	福山市鞆町
共Cこ2	共第428号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市鞆町鞆港地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2, 2・3を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、胡神社前の漁船船たて場の区域を除く。 鞆町淀媛神社東側防波堤突端 鞆町石製常夜燈の中央 鞆町胡神社敷地西角前の護岸点 1から2を見通す線と距岸100メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	福山市鞆町
共Cこ3	共第429号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市鞆町地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ	次の1ア, アイを結んだ2直線とイウを距岸(鞆町玉津島及び平漁港南側防波堤を含む)200メートルで結んだ線とウ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、鞆町後地2532-1, 2532-2及び2532-3の区域と重複する区域を除く。 鞆町淀媛神社東側防波堤突端 鞆町と福山市沼隈町との海岸線における境界 玉津島北端 1から福山市走島町加治屋北端を見通す線上200メートルの所 3から鞆町弁天島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	福山市鞆町
共Cこ4	共第430号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市鞆町津軽島地先	区域	津軽島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	福山市鞆町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cこ5	共第431号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市鞆町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ	次の1ア、アイ、イコ、コケを結んだ4直線とケクを東回りに鞆町仙酔島距岸(鞆町つつじ島を含む)400メートルで結んだ線とクキ、キエ、エ4を結んだ3直線と鞆町鞆港東側防波堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コウを結んだ直線とウエを距岸50メートル及び鞆港東側防波堤から50メートルの線とエキ、キカを結んだ2直線とカオを弁天島の西側距岸50メートルで結んだ線とオケ、ケコを結んだ2直線とによって囲鞆町と福山市田尻町との海岸線における境界(鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所 鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所(護岸角) 鞆町福山市鞆支所前防潮堤北端から護岸沿い北へ7メートルの所 鞆港東側防波堤突端 弁天島北端 弁天島南端 鞆町皇后島西端 仙酔島島の口岬西鼻 仙酔島赤崎 1から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上500メートルの所 2から福山市水呑町竹ヶ端突端を見通す100メートルの 3から仙酔島あがりだての鼻を見通す線上50メートル 4から福山市走島町走島出崎の鼻を見通す線上50メートルの所 5から3を見通す線と距岸50メートルの線との交点 6から鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 7から4を見通す線上200メートルの所 8から玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸400メートルの線との交点 9から原船だまり防波堤突端から防波堤沿い南東へ30メートルの所を見通す線と距岸400メートルの線との交点 9から原船だまり防波堤突端から防波堤沿い南東へ30メートルの所を見通す線上500メートルの所	団体漁業権	福山市鞆町
共Cこ6	共第432号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市鞆町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸400メートルで結んだ線とイウを鞆町津軽島の南回り距岸200メートルで結んだ線とウエを距岸(鞆町玉津島を含む)400メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、鞆町後地2532-1、2532-2及び2532-3の区域と重複する区域を除く。 鞆町と福山市沼隈町との海岸線における境界 鞆町淀媛神社東側防波堤突端 1から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸400メートルの線との交点 鞆町距岸400メートルの線と津軽島の西側距岸200メートルの線との交点 鞆町距岸400メートルの線と津軽島の北側距岸200メートルの線との交点 2から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と距岸400メートルの線との交点	団体漁業権	福山市鞆町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

共Cさ1	共第433号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市走島町走島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ	次のアイを結んだ直線とイウを走島町加治屋島北回りに距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを走島東回りに距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1・3を結んだ直線と4オ、オ5を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 走島出崎の鼻 走島神原の鼻 加治屋島(南側の島)西端 加治屋島(南側の島)北端 2から東へ1番目の鼻北端 1から加治屋島西端を見通す線と走島東回りに距岸200メートルの線との交点 1から加治屋島西端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点 2から加治屋島北端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点 2から加治屋島北端を見通す線と走島距岸200メートルの線との交点 5から0度50メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ2	共第434号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市走島町袴島地先	区域	袴島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ3	共第435号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市走島町宇治島地先	区域	宇治島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ4	共第436号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市走島町走島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	走島及び走島町加治屋島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 走島出崎の鼻 加治屋島(南側の島)西端 加治屋島(南側の島)北端 走島神原の鼻から東へ1番目の鼻北端 4から0度50メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ5	共第437号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市走島町袴島地先	区域	袴島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ6	共第438号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市走島町宇治島地先	区域	宇治島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ7	共第439号	第2種共同漁業	つぼ網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで	福山市走島町走島地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを走島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 走島出崎の鼻 走漁港浦友地区南側防波堤南側付け根 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線上4,500メートルの所	団体漁業権	福山市走島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						ウ エ	2から上島町魚島の高を見通す線上6,000メートルの所 2から上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの 線の交点		
共Cさ8	共第440号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	福山市走島町鴻の 石地先	区域	鴻の石距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ9	共第441号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	福山市走島町城出し 磯地先	区域	城出し磯を中心に半径500メートルの円周で囲まれた 区域	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ10	共第442号	第2種共同漁業	つぼ網	3月21日から6月5日まで、10 月1日から12月31日まで	福山市走島町袴島 地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを袴島距岸 500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 袴島北端 袴島東の浜の鼻 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸500 メートルの線との交点 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線上1,800 メートルの所 2から笠岡市白石島南端を見通す線上1,700メートルの 2から笠岡市白石島南端を見通す線と距岸500メートル の線との交点	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ11	共第443号	第2種共同漁業	つぼ網	3月21日から6月5日まで、10 月1日から12月31日まで	福山市走島町宇治 島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを宇治島距 岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 宇治島穴の口 宇治島ナメラの鼻 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距 岸500メートルの線との交点 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線上 5,000メートルの所 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線上5,000 メートルの所 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸 500メートルの線との交点	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ12	共第444号	第2種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	福山市走島町走島 地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 基点9 ア イ ウ エ オ	次のアイを結んだ直線とイウを走島東回りに距岸500 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線と カキを走島西回りに距岸600メートルで結んだ線と、キ ク、クアを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、5・7を結んだ直線と8ケ、ケ9を 結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 走島町加治屋島西端 走島神原の鼻 走島唐船赤岩の鼻 走島犬吠の鼻 走島出崎の鼻 沖のハチカサの瀬の礁 加治屋島(南側の島)西端 加治屋島(南側の島)北端 2から東へ1番目の鼻北端 1から福山市鞆町ツツジ島南端を見通す線上2,300メー トルの所 2から走島町鴻の石燈台を見通す線と距岸500メートル の線との交点 3から走島町袴島北西端を見通す線と距岸500メートル の線との交点 3から岡山県笠岡市大飛島洲本の港の鼻を見通す線 上2,400メートルの所 4から笠岡市六島南西端を見通す線上2,800メートルの	団体漁業権	福山市走島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						カ キ ク ケ	4から走島町宇治島火打石の鼻(西端)を見通す線と距岸600メートルの線との交点 5から6を見通す線と距岸600メートルの線との交点 6から鞆町狐崎を見通す線上1,500メートルの所 9から0度50メートルの所		
共Cさ13	共第445号	第2種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	福山市走島町袴島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを袴島西回りに距岸550メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 袴島北端 袴島南端(長磯の鼻) 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸550メートルの線との交点 1から岡山県笠岡市北木島花面山鼻を見通す線上1,500メートルの所 2から笠岡市六島唐サギ鼻を見通す線上1,800メートルの所 2から走島町宇治島東端を見通す線と距岸550メートルの線との交点	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ14	共第446号	第2種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	福山市走島町宇治島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宇治島火打石の鼻 宇治島惣兵衛網代の鼻 宇治島南東端(長門の鼻) 宇治島ナメラの鼻 1から福山市鞆町油礁燈台を見通す線上2,700メートルの所 2から岡山県笠岡市大飛島北端を見通す線上800メートルの所 3から笠岡市土生島南端を見通す線上2,000メートルの所 3から香川県八升撤礁を見通す線上2,250メートルの所 4から香川県観音寺市伊吹島北西端を見通す線上2,600メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
共Cさ15	共第447号	第2種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	福山市走島町沖のハチカサの瀬地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	アイを1を中心とした東側を半径500メートルの円弧で結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 沖のハチカサの瀬灯標 1から福山市鞆町油礁燈台を見通す線上500メートル アから1を見通す延長線上1から500メートルの所 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,600メートルの所 1から福山市内海町当木島南端を見通す線上1,600メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
共CL1	共第448号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字敷名中2683番の1の区域と重複する区域を除く。 沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 沼隈町と福山市鞆町との海岸線における境界 沼隈町常石敷名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央(民家駐車場の北側) 沼隈町草深山南川河口左岸角 1から福山市内海町田島西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	福山市沼隈町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						イ	2から香川県観音寺市円上島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点		
共CL2	共第449号	第1種共同漁業	なまこ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町常石地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所護岸との交点(護岸角) 沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 1から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から内海町田島の西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	福山市沼隈町
共CL3	共第450号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字数名中2683番の1の区域と重複する区域を除く。 沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 沼隈町と福山市鞆町との海岸線における境界 沼隈町常石敷名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央(民家駐車場の北側) 沼隈町草深山南川河口左岸角 1から福山市内海町田島の西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から香川県観音寺市円上島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	福山市沼隈町
共CL4	共第451号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町常石地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所の護岸との交点(護岸角) 沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 1から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から内海町田島の西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	団体漁業権	福山市沼隈町
共Cす1	共第452号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町横島, 当木島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5	次の1アを結んだ直線とアイを横島の距岸300メートルで結んだ線とイウを時計回りに当木島の距岸150メートルで結んだ線とウカを北回りに距岸300メートルで結んだ線とカ8, 8キ, キク, ク10を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3エを結んだ直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び5ケ, ケコ, コサ, サ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 内海町横島南端(釜戸鼻) 内海町横島内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角 2から護岸沿い北東へ59メートルの所(護岸切り欠) 2から護岸沿い北東へ310メートルの所 内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ58メートルの所	団体漁業権	福山市内海町横島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						基点6 内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ3メートルの所 基点7 内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い北へ48メートルの所 基点8 内海町坊地の瀬戸における内海町田島と横島の境界(睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点9 内海町横島地藏鼻東端 基点10 内海町横島外釜戸旧タンカー棧橋から東へ1番目の鼻南端 ア 1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す(215度)線と距岸300メートルの線との交点(南側) イ 横島の距岸300メートルの線と当木島の距岸150メートルの線との南側交点 ウ 横島の距岸300メートルの線と当木島の距岸150メートルの線との北側交点 エ 3から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点 オ 4から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点 カ 8から尾道市浦崎町べらビスタ境が浜西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 キ 8から上島町魚島の高を見通す線と9から129度の線との交点 ク 10から上島町百貫島北西端を見通す線上300メートル ケ 5から242度87メートルの所 コ 6から256度145メートルの所 サ 7から280度106メートルの所		
共Cす2	共第453号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町横島地先	区域 次の1アを結んだ直線とアエを北回りに距岸300メートルで結んだ線とエ8, 8オ, オカ, カ10を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 3イを結んだ直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び5キ, キク, クケ, ケ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 内海町横島南端(釜戸鼻) 基点2 内海町横島内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角 基点3 2から護岸沿い北東へ59メートルの所 基点4 2から護岸沿い北東へ310メートルの所 基点5 横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ58メートルの所 基点6 横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ3メートルの所 基点7 横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い北へ48メートルの所 基点8 内海町坊地の瀬戸における内海町田島と横島の境界(睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点9 横島地藏鼻東端 基点10 横島外釜戸旧タンカー棧橋から東へ1番目の鼻南端 ア 1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す(215度)線と距岸300メートルの線との交点 イ 3から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点 ウ 4から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点	団体漁業権	福山市内海町横島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						エ オ カ キ ク ケ	8から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 8から上島町魚島の高を見通す線と9から129度の線との交点 10から上島町百貫島北西端を見通す線上300メートル5から242度87メートルの所 6から256度145メートルの所 7から280度106メートルの所		
共Cす3	共第454号	第2種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町当木島地先	区域	当木島の距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共Cす2の区域を除く。	団体漁業権	福山市内海町横島
共Cせ1	共第455号	第1種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを東回りに距岸(内海町矢ノ島を含む。)200メートルで結んだ線とイウ、ウ1を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内海町坊地の瀬戸における田島と内海町横島の境界(睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 田島獅子落の鼻 横島地蔵鼻東端 1から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 1から上島町魚島の高を見通す線と2・3を結んだ線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島
共Cせ2	共第456号	第2種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ	次の1アを結んだ直線とアイを東回りに距岸(内海町矢ノ島を含む。)200メートルで結んだ線とイウ、ウ1を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内海町坊地の瀬戸における田島と内海町横島の境界(睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 田島獅子落の鼻 横島地蔵鼻東端 1から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 2から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 1から上島町魚島の高を見通す線と2・3を結んだ線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島
共Cせ3	共第457号	第2種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸500メートルで結んだ線とウエ、エオ、オ3、3カを結んだ4直線とカキを距岸(内海町矢ノ島を含む。)200メートルで結んだ線とキ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交点東の護岸点から護岸沿い南へ273メートルの所 田島獅子落の鼻 内海町坊地の瀬戸における田島と横島の境界(睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 馬場崎北端 馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所 5から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と1から福山市沼隈町阿伏兎岬突端を見通す線との交点 5から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項
(1) 共同漁業権

						エ オ カ キ	2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上200メートルの所 2から横島地蔵鼻を見通す線と3から魚島の高を見通す線との交点 3から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 4から沼隈町本谷川河口左岸角を見通す線と距岸200メートルの線との交点		
共Cせ4	共第458号	第2種共同漁業	つぼ網	4月1日から6月15日まで	福山市内海町田島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ	次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 田島獅子落の鼻 田島馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所 愛媛県越智郡上島町百貫島北端 愛媛県越智郡上島町百貫島北端から内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点 1から上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点 3から加治屋島北端を見通す線と4から走島町宇治島北西端を見通す線との交点 4から宇治島北西端を見通す線と1から魚島の高を見通す線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島
共Cせ5	共第459号	第2種共同漁業	つぼ網	10月25日から翌年1月25日まで	福山市内海町田島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ	次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 田島獅子落の鼻 田島箱崎漁港北側防波堤南側付け根 愛媛県越智郡上島町百貫島北端 愛媛県越智郡上島町百貫島北端から内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点 1から上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 2から156度30分の線と距岸500メートルの線との交点 2から156度30分の線と3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点 3から加治屋島北端を見通す線と4から走島町宇治島北西端を見通す線との交点 4から宇治島北西端を見通す線と1から魚島の高を見通す線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島